

平成24年第2回能登町議会定例会 会期日程(予定)表

平成24年6月

会 期	日	曜	開 議 時 刻	摘 要
第 1 日	6	水	午前 10 時 00 分	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 議案上程 提案理由の説明 質疑・委員会付託 請願上程 趣旨説明・委員会付託
第 2 日	7	木		休会(常任委員会)
第 3 日	8	金		休会(常任委員会)
第 4 日	9	土		休 会
第 5 日	10	日		休 会
第 6 日	11	月	午前 10 時 00 分	一般質問
第 7 日	12	火	午前 10 時 00 分	一般質問
第 8 日	13	水		休 会
第 9 日	14	木	午前 10 時 00 分	委員長報告 質疑・討論・採決 閉 会

開会（午前１０時００分）

開会・開議

議長（久田良平）

ただいまから、平成２４年第２回能登町議会定例会を開会します。

ただいまの、出席議員数は、地方自治法第１１３条に規定する定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（久田良平）

日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は会議規則第１１９条の規定によって、１２番宮田勝三君、１３番山岸昭夫君を指名いたします。

会期の決定

議長（久田良平）

日程第２「会期の決定」の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から６月１４日までの９日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から６月１４日までの９日間に決定いたしました。

諸般の報告

議長（久田良平）

日程第３「諸般の報告」を行います。

去る５月１１日、内灘町で開催されました石川県町村議会議長会定期総会において、宮田勝三議員、鶴野幸一郎議員、鍛冶谷眞一議員が１５年以上在職議

員として全国町村議会議長会表彰を受賞され伝達を受けられましたことをご報告申しあげます。誠におめでとうございます。

地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員の出席を求めたところ、説明員として本日の会議に出席している者の職・氏名は、別紙の説明員名簿として、お手元に配布しましたのでご了承願います。本定例会に、町長より別冊配布のとおり、報告11件、議案12件、諮問1件が提出されております。

次に、町長から地方自治法施行令第146条第2項の規定により、「平成23年度能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について」の報告があり、報告第9号としてお手元に配布いたしましたのでご了承願います。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定による、「財団法人能登町ふれあい公社」、「財団法人能登町スポーツ振興事業団」、「有限会社のとクリーンサービス」の経営状況についての報告書の提出があり、お手元に配布いたしましたのでご了承願います。

次に、監査委員から、平成24年2月分、3月分、4月分例月出納検査の結果についての報告がありましたので、その写しもお手元に配布いたしましたのでご了承を願います。

これで、諸般の報告を終わります。

議案上程

報告第1号から報告第12号

議案第54号から議案第65号

諮問第1号

議長（久田良平）

日程第4報告第1号「平成23年度能登町一般会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」から日程第27諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」までの24件を一括議題といたします。

提案理由の説明

議長（久田良平）

町長から提案理由の説明を求めます。町長持木一茂君。

町長（持木一茂）

本日ここに、平成24年第2回能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かと御多用の折にもかかわらず、ご出席を賜りまして誠にあ

りがとうございます。本日ご提案いたしております各議案の提案理由をご説明する前に、一言ごあいさつを申し上げます。

はじめに、去る４月２９日に群馬県藤岡市の関越自動車道で発生した高速ツアーバスの事故で、尊い命を落とされた方々とそのご遺族に対して、改めて深く哀悼の意を表します。また重症を負い今なお入院されている方々の１日も早い回復を願うとともに、心からお見舞いを申し上げます。今回のバス事故で亡くなった７人の中には、残念ながら能登町の住民もおられましたが、大切な家族を失った人々の悲しみは今も続いております。旅行会社は、今回の痛ましい事故を他山の石として、こういう悲劇が二度と起きないように、全力をあげて安全対策に取り組んで頂きたいと思います。

また、石川県は昨年、交通事故死亡者数５０人未満を目指した、アンダー５０作戦を達成しましたが、気の緩みは運転の緩みに繋がります。注意一秒怪我一生と申しますが、ドライバーの皆様には、交通事故を起こさないよう安全運転に努められ、歩行者の皆様には「夜行反射材」を使用して、事故防止に努められますようお願いいたします。

次に、政府は去る５月１８日、エネルギー・環境会議などの合同会合を開き、電力不足が懸念される今夏の電力需給対策を決めました。最も電力不足が深刻な関西電力管内では利用者に対し、夏の最大需要に対して１５％以上の節電を要請しています。節電を要請する期間は、お盆を除く７月２日から９月７日までの平日の期間ですが、関西電力へ電力の融通を行う北陸電力も、５％の節電目標が課せられております。このような状況を踏まえ、能登町においても、夏の電力不足が懸念されるなかで、エコスタイルをアピールし、職員が節電に取り組む姿勢を見せることが、住民への啓発につながるものと考え、議会とともに去る５月２１日から「クールビズ」を始めましたので、町民の皆さまにも節電へのご協力について、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、石川県は、去る５月１８日に県防災会議を開き、東日本大震災を踏まえ、巨大津波への対策を充実、強化させた新たな県地域防災計画を決定しました。谷本知事は「津波が起きれば被害をゼロにするのは難しいが、減災という立場で、迅速に住民が避難できるようにしていきたい」と話されております。

今後は、本計画を基に、本町の地域防災計画の見直し作業を進めるとともに、ハザードマップの作製や、円滑な避難のため訓練を継続的に実施して、町の防災・危機管理体制を強化し、町民が安心して暮らせる安全な地域づくりを進める所存ですので議員各位におかれましても、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日ご提案いたしました報告１１件、議案１２件及び諮問１件につきまして、逐次ご説明いたします。報告第１号から報告第８号までは、平成

23年度の能登町一般会計及び特別会計において、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、補正予算の専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

専決処分による補正は、能都中学校改築事業費の確定による追加をはじめ、事業費の確定によるものが主なものでありますが、特別交付税、国県支出金及び地方債など、歳入の確定による財源調整を行い、一般財源の剰余分の積立として、財政調整基金及び減債基金への積立を行っております。また、緊急防災事業として、追加採択があり、併せて繰越明許費の変更による補正を行っておりますので、宜しくお願いいたします。

報告第1号「平成23年度能登町一般会計補正予算（第5号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億8880万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を162億3053万4000円とするものです。

はじめに、歳出から説明いたします。第1款「議会費」は、事務費の確定による117万4000円の減額であります。

第2款「総務費」では、2億2553万1000円の追加であります。第1項「総務管理費」において、「一般管理費」では、事務費の減額や職員退職手当組合への特別給付負担金の確定による減額を行ったほか、「基金管理費」では、財政調整基金及び減債基金の追加であります。その要因は、事業費の確定による地方債をはじめとした財源調整や、地方譲与税、特別交付税の追加確定による一般財源剰余分を積立金として、追加したものであります。その他、「文書広報費」、「企画費」、「交通対策費」及び「諸費」では、事業費の確定による減額を行っております。第2項「徴税費」では、事務費の確定による減額であり、第5項「防災費」では、新たに放射線測定装置や簡易トイレなど防災備蓄品が、過疎債のソフト事業として新たに採択され追加したほか、事業費の確定による組替えや減額を行っております。

第3款「民生費」では、2036万2000円の減額を行いました。第1項「社会福祉費」において、介護保険特別会計繰出金、国民健康保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金を減額したほか、事業費の確定による事務費や健康診査委託料の減額を行っております。第2項「児童福祉費」においては、子ども医療費給付事業の確定による減額を行っております。

第4款「衛生費」では、1231万円の減額であります。第1項「保健衛生費」において、「環境衛生費」では、斎場管理費で燃料費の追加を行っております。その他、事業費の確定により、環境保全対策事業及び浄化槽整備推進事業特別会計繰出金の減額を行いました。第2項「清掃費」においては、事務費の確定により、指定ゴミ袋の作成費やゴミ袋販売業務委託料等の減額を行ったほか、「塵芥処理費」では埋立処分場管理費の確定による減額と財源調整を行って

おります。第3項「水道費」においては、水道事業会計への老朽管更新事業出資金の確定と簡易水道特別会計への繰出金を減額いたしました。

第6款「農林水産業費」では、399万5000円の減額を行いました。第1項「農業費」において、「農業総務費」で、町鳥獣被害防止対策事業及び農林水産物開発調査研究事業の確定による補助金の減額を行い、「農地費」では、地方債の確定による財源調整を行いました。また、第2項「林業費」及び第3項「水産業費」においても、林道整備事業及び漁港建設費で事業費の確定による地方債の財源調整を行っております。

第7款「商工費」では、82万3000円の減額ではありますが、「ふれあいの里お祭り広場」周辺整備事業の確定による減額と地方債の財源調整を行ったものであります。

第8款「土木費」では1716万円の減額を行いました。第1項「土木管理費」において、事業費の確定により事務費の減額を行い、第2項「道路橋りょう費」においては、新たに臨時市町道除雪費国庫補助金の採択を受け財源調整を行い、社会資本整備総合交付金事業では、事業費の確定による減額と地方債の財源調整であります。第3項「河川費」においては、急傾斜地崩壊対策事業費の確定による減額と財源調整であり、第4項「港湾費」においても、県営港湾改修負担金の確定による地方債の財源調整であります。第5項「都市計画費」においては、まちづくり交付金事業費の確定による減額と財源調整を行い、公共下水道事業特別会計繰出金の減額を行いました。第6項「住宅費」においては、「住宅総務費」で、事務費の確定による耐震補助金を減額したほか、「住宅建設費」では、事業費の確定による支弁事務費を減額したほか、財源の調整を行っております。

第9款「消防費」では、66万7000円の減額であります。常備消防費においては、高規格救急車購入事業で地方債の確定による財源調整を行い、「消防施設費」では、防火水槽整備費の確定による減額と地方債の財源調整を行ったものであります。

第10款「教育費」では、1億4035万円の追加であります。第1項「教育総務費」の「事務局費」では、事業費の確定による事務費や奨学資金基金積立金の減額を行いました。第2項「小学校費」では、スクールバス購入事業などの確定による地方債の財源調整を行っております。第3項「中学校費」においては、国庫補助事業費の前倒しの採択を受け能都中学校改築事業費を追加いたしました。第4項「社会教育費」において、「社会教育総務費」で、事業費の確定により事務費を減額したほか、「社会教育施設費」、「公民館費」及び「文化財保護費」において、地方債の確定による財源調整を行っております。第5項「保健体育費」においては、体育館及びテニスコートの改修事業費の確定によ

る減額と地方債の確定による財源の調整であります。

第11款「災害復旧費」では、2058万2000円の減額を行いました。農業施設災害復旧費及び土木施設災害復旧費において、いずれも事業費の確定による減額と地方債の確定による財源の調整を行ったものであります。

第12款「公債費」では、公債費県補助金の確定のほか、住宅総務費の確定による住宅使用料の充当額確定による財源調整を行いましたので、宜しくお願いいたします。

以上、この財源として、歳入では、第2款「地方譲与税」を1524万7000円、第3款「利子割交付金」を139万7000円、第4款「配当割交付金」を90万3000円、第5款「株式等譲渡所得割交付金」を5万円、第6款「地方消費税交付金」を216万2000円、第7款「自動車取得税交付金」を38万6000円、第9款「地方交付税」を1億2791万5000円、第13款「国庫支出金」を9455万9000円、第15款「財産収入」を10万3000円、第19款「諸収入」を308万3000円及び第20款「町債」を5080万円追加し、第11款「分担金及び負担金」、第12款「使用料及び手数料」、第14款「県支出金」及び第17款「繰入金」を減額して収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、報告第2号「平成23年度能登町有線放送特別会計補正予算(第4号)」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ171万7000円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億421万円とするものです。歳出の内容は、第1款「総務費」において、有線放送管理費の確定による、インターネット宅内工事費を追加したほか、著作権料を減額しております。

また、第2款「有線放送事業費」では、能都地区再整備事業費の確定による減額と地方債の財源調整を行ったものであります。

以上、この財源として歳入において、第1款「分担金及び負担金」を56万2000円追加し、第4款「繰入金」及び第7款「町債」を減額して収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、報告第3号「平成23年度能登町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2883万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額を28億5811万円とするものです。歳出の主な内容は、第1款「総務費」で事務費の確定による調整を行い、第2款「保険給付費」の確定により、療養給付費を減額し高額療養費を追加しております。また、第3款「後期高齢者支援金」、第5款「老人保健拠出金」及び第6款「介護給付金」では、補助金の確定に伴う財源の調整であります。

以上、この財源として歳入において、第4款「療養給付費等交付金」を、1939万2000円、第7款「共同事業交付金」を39万8000円、第9款

「繰入金」を２１０４万７０００円及び第１１款「諸収入」を３６万７０００円追加し、第１款「国民健康保険税」、第３款「国庫支出金」及び第６款「県支出金」を減額して収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、報告第４号「平成２３年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ１８８７万９０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を２億８７８２万３０００円とするものです。歳出の主な内容は、総務費で事務費の確定による減額のほか、後期高齢者医療広域連合への納付金の確定による減額であります。この財源として歳入において、第１款「後期高齢者医療保険料」及び第３款「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、報告第５号「平成２３年度能登町介護保険特別会計補正予算（第４号）」は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ４７６８万８０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を２４億８６７７万２０００円とするものです。歳出の主な内容は、保険給付費、予防給付費及び高額サービス給付費の確定による減額や財源の調整のほか、介護給付費準備基金積立金の減額であります。この財源として歳入において、第６款「財産収入」を２０００円、追加し、第１款「保険料」、第３款「国庫支出金」、第４款「支払基金交付金」、第５款「県支出金」及び第８款「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、報告第６号「平成２３年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ２１２万４０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を６億４９０１万９０００円とするものです。歳出の内容は、第１款「総務費」において、事務費の確定による減額のほか、第２款「建設改良費」において、地方債の確定による組替を行い、第３款「公債費」では、平成２２年度許可債の借入金利の確定による減額を行ったものであります。この財源として歳入において、第３款「県支出金」を１万８０００円追加し、第４款「繰入金」及び第７款「町債」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、報告第７号「平成２３年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第２号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ３６万３０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を５３１０万９０００円とするものです。歳出の内容は、第１款「総務費」において事務費の確定により、法定検査手数料を追加したほか、第２款「建設改良費」では、事業費の確定による減額と財源調整を行っております。また、第３款「公債費」は、平成２２年度許可債の借入金利の確定による減額であります。以上、この財源として歳入において、第１款「分担金及び負担金」を１４万２０００円及び第２款「使用料及び手数料」

を15万円追加し、第3款「県支出金」、第4款「繰入金」及び第7款「町債」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、報告第8号「平成23年度能登町簡易水道特別会計補正予算（第4号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ345万7000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億8747万1000円とするものです。歳出の内容は、第1款「総務費」において、事務費の確定による調整を行い、「施設管理費」では、事業費の確定による減額のほか、需用費において、ポンプ操作盤の修繕費を追加しております。また、第2款「建設改良費」では、斉和地区給水管布設替工事費の確定による減額を行っております。以上、この財源として歳入において、第1款「分担金及び負担金」を27万2000円及び第7款「諸収入」を35万7000円追加し、第2款「使用料及び手数料」及び第4款「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、報告第10号「能登町税条例の一部を改正する条例について」及び報告第11号「能登町都市計画税条例の一部を改正する条例について」は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものであります。改正の主な内容は、土地に係る固定資産税及び都市計画税に係る負担調整措置の延長などであります。

次に、報告第12号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、地方税法の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものであります。改正の主な内容は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を附則に加えるものであります。

次に、議案第54号及び第55号は、平成24年度の一般会計及び国民健康保険特別会計の補正予算であります。今回の主な補正は、緊急防災・減災事業として避難路整備費の追加をはじめ、国の追加内示による林業費や道路橋りょう費を追加したほか、スポーツ振興くじ助成金の採択によるスポーツ施設整備費の追加であります。

はじめに、議案第54号「平成24年度能登町一般会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3267万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を142億4267万2000円とするものです。歳出から説明いたします。第2款、「総務費」は、2932万8000円の追加ですが、第1項「総務管理費」において、第1目「一般管理費」では、職員人件費について、東日本大震災被災地における職員不足に対応するため、宮城県

亘理町へ職員を派遣したことによる、防災費への組替え調整であります。「企画費」では、奥能登広域圏事務組合への負担金の追加であります。内容は、児童手当制度改定に伴う共同電算費の追加であります。また、一般コミュニティ助成事業の採択を受け、除雪機の購入助成金を追加しております。「交通対策費」では、4月に発生しました突風で、倒壊したバス停に対する補助金の追加であります。第5項「防災費」において、自主防災組織リーダー育成事業で、受講者の増員による所要経費を追加したほか、震災復旧・復興事業として総務費との人件費の調整や、4月に公表された県の津波浸水想定調査結果を踏まえた、町内の津波避難路整備費の追加と調整を行っております。第3款「民生費」では、86万7000円の追加であります。第1項「社会福祉費」において、国民健康保険特別会計の直営診療施設勘定繰出金を追加したほか、第2項「児童福祉費」において、「まつなみキッズセンター」遊具の修繕費を追加しております。第4款「衛生費」では、806万4000円を追加いたしました。第1項「保健衛生費」において、各町内会からの要望増により、防犯灯LED化の改修補助金を追加したものであります。第6款「農林水産業費」では、339万75000円の追加であります。第1項「農業費」において、「農業総務費」では、豪雨による農道等の修繕にともなう、原材料費を追加したほか、農業水利施設の有効活用や長寿命化を図るため、機能診断を行う「基幹水利施設予防保全対策事業」を追加しております。「農業振興費」では、「能登の里山里海」が世界農業遺産に認定されたことに伴い、能登地域の棚田米の付加価値を高めるためのブランド化を進め、保全管理を一体的に支援する能登棚田保全活動協議会への負担金を追加したほか、新たに「地域農業マスタープラン事業」として、地域農業を担う経営体や生産基盤となる農地を確保するため「人・農地」プランの作成や青年就農給付金事業を追加しております。第2項「林業費」において、新たに効率的な木材生産に必要な林業作業路の整備事業として、県基金の採択を受けた「林業活性化路網整備事業費」を追加いたしました。第8款「土木費」では、738万49000円の追加であります。第2項「道路橋りょう費」において、社会資本整備総合交付金事業及び道整備交付金事業の内示額の確定により、路線の組み替えや舗装補修費の追加を行ったものであります。第9款「消防費」では、209万3000円の追加であります。内容は、新たに地域防災助成事業の採択を受け、消防団へのチェンソーや刈払機などの備品購入費を追加したものであります。第10款「教育費」では、1550万4000円の減額であります。第3項「中学校費」の能都中学校改築事業において、平成23年度補正予算の専決処分でもご説明いたしましたが、国庫補助事業費が前倒しの採択を受けたことによる、減額の調整であります。また、第5項「保健体育費」において、新たにスポーツ振興くじ助成金事業の採択を受け、能都健民テニス

コート的人工芝整備や照明灯整備をはじめ、内浦野球場のバックスクリーン改築整備の追加を行うものです。

以上、この財源として、歳入に第13款「国庫支出金」を3571万6千円、第14款「県支出金」を3023万1000円、第17款「繰入金」を933万2000円及び第19款「諸収入」を8209万3000円追加し、第20款「町債」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。次に、議案第55号は「平成24年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」です。直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ72万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を622万円とするものです。歳出の内容は、瑞穂診療所において、レントゲン装置の修繕費を追加するほか、高齢者の受診者増に対応するため、デジタル画像診断システムの経費を追加するものです。この財源として、第3款「繰入金」を追加し、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第56号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」は、組織の改編に伴い、収納対策室が廃止されたので条例の整備をするものであります。

次に、議案第57号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は、石川県等へ派遣する職員の旅費に関する規定を現行の国家公務員に準ずる規定から、県に準じた内容に改正するもので、移転料及び着後手当等の規定を調整するものであります。

次に、議案第58号「能登町印鑑条例の一部を改正する条例について」及び議案第59号「能登町手数料条例の一部を改正する条例について」並びに議案第64号「石川県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」ですが、外国人住民についても、日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象に加え、外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を図るため、住民基本台帳法の一部を改正する法律が公布され、本年7月9日から施行されることに伴い条例及び規約の整備をするものであります。

次に、議案第60号「能登町立学校設置条例の一部を改正する条例について」は、本年9月1日に新校舎の移転を予定しております、能都中学校の住所を変更するものであります。

次に、議案第61号「能登町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について」は、これまでスポーツを規定する法律であったスポーツ振興法が50年ぶりに全部改正され、スポーツ基本法が新たに制定されたことに伴い、同法を引用している箇所を整備するものであります。

次に、議案第62号「能登町体育施設条例の一部を改正する条例について」は、能登町柳田B&G海洋センターの廃止によるものですが、B&G財団より

解体撤去工事の執行前に、条例の一部改正について議会の承認を受けることを要件として廃止の承認を受けましたので宜しく願いいたします。

次に、議案第 6 3 号「能登町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」は、地域主権改革一括法の施行による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、町が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格基準を町条例で定めることとなったため条例の一部改正をするものであります。

次に、議案第 6 5 号「字及び小字の区域の変更について」は、県営中山間地域総合整備事業柳田西部地区蓮花坊工区の土地改良事業の施行に伴い事業区域内の区画が変わることにより、小字の区域及び名称の変更が生じたので、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦について」ですが、能登町には、現在 7 名の人権擁護委員の方がおられます。能登町字小木の「新谷悦子」さんについては、本年 9 月 3 0 日をもって任期満了となることから、再度、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。何とぞ広くご審議の上、ご同意を賜りますようお願いいたします。

以上、本定例会に提出いたしました議案等につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（久田良平）

以上で提案理由の説明が終わりました。

日程順序の変更 諮問第 1 号先議の件

議長（久田良平）

お諮りします。

この際、日程の順序を変更し、日程第 2 7 諮問第 1 号

「人権擁護委員候補者の推薦について」を、先に審議したいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第２７諮問第１号を先に審議することに決定しました。ただ今、先議することに決定しました諮問第１号を議題とします。

お諮りします。諮問第１号は人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、諮問第１号は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

議長（久田良平）

お諮りします。

諮問第１号「人権擁護委員候補者の推薦について」、能登町字小木１８字６番地「新谷悦子」氏を議会としては、適任とすることに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（久田良平）

はい、ありがとうございました。御着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第１号については、議会の意見は適任とすることに決定いたしました。

質 疑

議長（久田良平）

日程第４報告第１号から、日程第２６議案第６５号までの２３件についての質疑を行います。質疑は、「大綱的」な内容をお願いします。質疑はありませんか。１５番鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

それでは大綱的に質疑させていただきます。

この度収納対策室を廃止して危機管理室を新たに設置したということなんですが、危機管理室の設置に関しては時期に適ったものであろうかと私思うんですが、この収納対策室、これを廃止することが果たして時期に適った措置なのかどうか。なぜ廃止しなければいけないのか。それとデフレであり景気が非常に低迷していると。そういう中でこういう廃止はいかがかなと私は疑問に思っているわけですが。その点の説明をお願いしたいということと、それから町民税、あるいは保険税等の収納状況。昨年と比較して増えているのかどうか減っているのかどうか。この点をご説明願いたいと思います。

議長（久田良平）

町長持木一茂君。

町長（持木一茂）

収納対策室の今回の廃止に関しましては、これまで収納対策室で行ってきた業務を税務課全員で行いたいという思いで強化したと受け止めていただければいいかと思います。どうしても縦割り行政といわれまして、収納対策室だけにその滞納分の収納をお願いしていた分もありますので今年からは税務課全員でそういったものに当たりたいという思いで、収納対策室というものを廃止させていただいて税務課全員で取り組みたいという思いで、今年から取り組んでいきたいと思っております。

議長（久田良平）

税務課長舘博之君。

税務課長（舘博之）

収納状況ですけれども、平成23年度の滞納処分の収納状況です。個人県民税ですけれど、23年度は1732万6324円。昨年が1559万1802円でありました。固定資産税につきましては23年が1778万7332円、昨年が1565万1961円でありました。あと主なものといましては、国民健康保険税が23年度が2411万558円、昨年が2167万7663円でありました。トータルでは、今年が6061万9355円。昨年が5441万5360円でありました。昨年と比較しまして647万3995円の増加です。率でいいますと、12パーセント増という内容であります。よろしくお

願いたします。

議長（久田良平）

15番鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

町長のご説明によりますと収納対策室というのは廃止して税務課全員で取り組むと。こういうふう理解して欲しいということです。それはそういうふう理解して頑張っていたきたいと思いますが、現状をみていきますと、12パーセント増えていると。滞納額がですね。これは収納状況でした。ごめんなさい。増えているんですね。ようは入っているということなんですね。よく頑張った去年は収納していると。よく頑張ったと。対策室のある意味おかげじゃないかなとこういうふうに見方もできるわけで、これが廃止して全員で取り組むというと焦点がぼけて、また収納が減っていく恐れもあるということもよく考えていただいて、本当にまたしっかりと頑張っていたきたいと思います。

もう1点。この不納欠損額。これは今年度どれくらいおとしたんでしょうか。

議長（久田良平）

税務課長館博之君。

税務課長（館博之）

ご説明申し上げます。町民税においては、37万2936円。固定資産税につきましては、763万7764円。軽自動車につきましては、1万5400円。都市計画税につきましては、58万8083円。以上であります。

議長（久田良平）

15番鶴野幸一郎君それでよろしいですか。

他にございませんか。18番大谷内義一君。

18番（大谷内義一）

専決処分のことについてお尋ねします。いつかもこの席で申し上げましたが、今回も12件の専決処分がされておりますが、本当にこれ全部専決処分しなければならなかったのか。なぜ議会にかけることができないのかというのを私大変疑問に思う。もう少し私は専決を無くす努力を執行部はしていただきたいと思います。実は私なぜこれにこだわるかというと、柳田の監査委員していた時

に東京で勉強会に行ってきました。その時に講師の先生が、何か質問はないかと言われたので質問いたしました。それはなぜ専決処分というものを作ったのかという質問をしました。三権分立という国の骨格において専決処分をなぜ作ったのかという質問をしたら、その先生は、こうおっしゃいました。それは災害時に備えるために作った法律なんだと。こういうように説明されました。ですから、この専決処分の法の精神というのは、そういう災害時を想定した、緊急時を想定した法律の内容であるとその時は理解しました。ですから、私柳田村時代にも声を高くしてこの問題を言ったんですが、幸いに執行部は色んな方法をとって専決処分を少なくしました。なぜかと言いますと、我々議会は審議をする。例えば予算であろうと条例であろうと審議する場なんです。それを専決をされるということは、我々の審議権を侵されるということにもなるわけです。ですから私は声を高くして今まで専決処分を少なくするように提案をしてきたわけですから、今回も12件というのはあまりにも多すぎます。一つこれから色んな方法を知っておりますけど、あえて申し上げませんが執行部で勉強してこの先決処分を少なくするように次回から努力していただきたいのですがですか。

議長（久田良平）

総務課長佐野勝二君。

総務課長（佐野勝二）

それではご説明いたします。今、大谷内議員が言われたとおり、決して議会の審議権を逸脱している。そういったことではないということをもまずご理解願いたいと思います。まず専決処分ですけれども、地方自治法第179条第1項でいっておりますけど、議員おっしゃったとおり緊急を要するために議会を開くいとまが無かった場合許されるといった内容になっております。そこで今回この専決11件ですけれども、予算議案が8件、一般議案が3件で以上11件です。まず予算につきましては、国庫補助あるいは県費補助、そして特別交付税地方譲与税、そして町債。そういった額が確定するのが、それぞれの事業の確定に伴って確定するわけですが3月の末日まで、ギリギリまでいくといった事情がございます。特に当町のように23年度は28億の町債を起こして46事業で町債を充てているといった事業はまず国の補助金が確定しないと町債も決められないといった事情がございます。この現在起債を起こすにあたっては県と協議をするといったことになっております。県と協議する場合もこの起債額が確定して協議をするといったことで年度末ぎりぎりまでなるということをご理解願いたいと思います。

それと一般議案のほうですけれども、今回の3つの場合は国の法律が成立したのが3月の30日であると。国から交付がきたのが31日であるといった、これも先ほど言いました、議会を開くいとまがなかったということをご理解していただきたいと思っております。ただ、大谷内議員がおっしゃるとおり、何でもかんでもというのではなく出来るだけ、本当にいとまがない、緊急を要したそういったものに限って行っているということに努めていきますので、ご理解いただき、執行部としましてもそういった本当に緊急を要する、いとまがないもの以外は一切専決は行わないということを肝に銘じて今後もやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

議長（久田良平）

3番市濱等君。

3番（市濱等）

私は上下水道課長にお尋ねします。というのは、5年ほど前当時の下水道課長にお話をした覚えがありますが、小浦と羽根の間に漁業集落排水の工事をやっておられますね。あれはどういう意味の工事をやっておられるのかなとお聞きしたいなと思います。それと目的と費用とかそういうものが分かればいいなと思います。

（「議案質疑ではない」との声あり）

議長（久田良平）

3番市濱議員。議案に対する質疑ですので上程されていない質疑はご遠慮ください。

3番（市濱等）

いいえ、私は最終的には・・・。

議長（久田良平）

市濱議員議案に上程されたものが議案質疑ですから議案にのっていないものを質疑されても担当課長答えようがありませんので、それはご遠慮いただきたいと思います。

3番市濱等君。

3番（市濱等）

大綱的な質疑ということで、私はどんなものでもいいかなという理解をしました。そういう話をさせていただきましたが。

議長（久田良平）

3番議員いいですか。今回日程第4報告第1号から日程26議案第65号までの23件に対しての質疑を行います。その質疑ですからご理解いただきたいと思います。

3番（市濱等）

わかりました。

議長（久田良平）

ほかに質疑ございませんか。9番向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

議案63号の能登町廃棄物の処理及び清掃に関する一部改正する条例についてですけど、先ほど町長が少し説明ありましたけれど、私の認識不足で申し訳ないですけど、改正案は示してあります。どのへんがどう変わったのか私は分かりません。それと技術管理者の資格ということで、ここに項目が11並べてあります。これはもちろんこの項目の一部に条件を満たしていればいいのかと思うが、現行のものがなくて分かりません。

それと廃棄物の処理ということは恐らくクリーンセンターの職員のことか。それとも十八束の廃棄物処理場職員のことか。何名技術管理者がいるのか。現行はこういう条件をいくつか満たしていたのか知りませんが、現行の技術管理者の資格は改正案にのったこの項目を、条件を満たしているのかいないのか五答弁いただきたい。

議長（久田良平）

環境対策課長谷内裕幸君。

環境対策課長（谷内裕幸）

向峠議員にお答えします。これにつきましては、25条11項までありますけれど、全部追加でございます。これにつきましては、地域主権一括法によりまして地域の自立性を高めるために廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正されたことに伴いまして、この基準を一般廃棄物処理施設について技術管理者をおくということになっております。今いいましたけど、25条全部追加とい

うことになりました。1項から10項までですけれども、これについて各それぞれ工学とかいろいろありますけれども、学部課程の修了により用件を満たすまでの経験年数を示したものであります。これについて能登町の対象施設につきましては、衛生センターと埋立処分場の2施設であります。次のページですけれども11項の各部門にあげるものと同等以上の知識及び技能を有すると認められるものということで、ここに該当する要件を満たすものが衛生センターに2名。埋立処分場に2名おります。これについて、このように修了証書ということでもっております。その方につきまして、基準を満たしているということで管理者ということで設定しております。

それからクリーンセンターについては、あそこは一部事務組合ということになっておりまして、前回の総会におきましてそれについて承認を受けているところでございます。以上です。

議長（久田良平）

9番向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

今ほどの課長のお答えは分かりましたけど、この現行はこの基準はなかったわけですか。新たに設けると。今お示しいただいた修了証書は技術者本人が10項目を満たしているというわけですか。11項目ですか。

衛生センターに2人と処分場に2人と。分かりました。現行になかったから、これからのこういう技術資格のもった試験は、これに該当するものを採用すると。試験の資格の要項にあるんですね。

議長（久田良平）

環境対策課長谷内裕幸君。

環境対策課長（谷内裕幸）

これにつきましては、この施設に1名の方がもっていればいいということになりますので、いなくなればまたそれについて採用という形になります。資格をとってくるということになります。

議長（久田良平）

9番よろしいですか。

17番新平悠紀夫君。

17番（新平悠紀夫）

補正予算の第54号の中の衛生費についてお尋ねいたします。予算においては環境にやさしいまちづくり推進事業ということで、LEDの追加予算が806万4000円が予算化されておりますが、大変希望町内を含め多く補正にでてきたものと考えられますが、これで充分可能なのか。また、以前に予算化した部分でどの位要請があったのかお尋ねしたいと思います。

議長（久田良平）

総務課長佐野勝二君。

総務課長（佐野勝二）

それではご説明いたします。補正予算書4款1項の6目環境衛生費に806万4000円の追加。これは環境にやさしいまちづくり推進事業の中の防犯灯省エネ対策事業。今議員がおっしゃったように町内にある防犯灯をLEDの照明に取り替えるといったものに対しての補助金であります。ご承知のとおりこれは9割補助ということで昨年度9月補正予算で新たに計上したものであります。昨年度の9月に補正しまして、町内会に説明会に回りましてそれから実際の申請が出始めたのが昨年度の11月ころであったと聞いております。そういったことで昨年度は59町内会から合計204の防犯灯をLED化しております。そうしたことで今年度は当初で315万円を計上しておりましたが、この4月5月の受付状況がものすごく高いといったことで、315万円も底ついていく状況であります。そういったことも踏まえて今回806万4000円を追加計上させていただいたということで、これは合計で約500基分を見込んでおります。当初とあわせて500基見込んでおりますので充分この予算で事足りるかなというふうに思っております。それから申し訳ないんですけども、2つ目の質問を聞き取れなかったんですけども。

（17番新平議員説明）

総務課長（佐野勝二）

はい。また好評があった場合には追加補正させていただくかもしれません。

議長（久田良平）

17番新平悠紀夫君。

17番（新平悠紀夫）

はい。充分可能だということでの答えでありましたので、各町内の要望が多くなってくるかと思いますが、一つだけお願いというか、能都中学校が2学期から新校舎の方に移行されるということを含めますと、今まで宇出津高校なり能登高校を含めまして通学されている高校生もいるんですが、トンネル、宇出津から辺田の浜に抜ける通学道路の、通学路として使われているトンネルがあります。そこは大変夜間危険な箇所になっているという町内の方もおいでますし、夜歩行されている方も充分承知されているかとは思いますが、ぜひ防犯灯という意味合いを含めますとスタンド方面、ちょうど休業されましたあの辺が暗い。学校に入るところの下校時は大変不安な状況になっているような危惧をしているので開校する時期を合わせてその防犯灯といわれる部分もその思いで学校等々と連絡を取りながら生徒たちに危険をだされないような方法を作っていたきたいという提案ですのでまたお考えをよろしくお願いします。

議長（久田良平）

町長持木一茂君。

町長（持木一茂）

第一隧道の歩行部分に関しては以前からそういったお話がありました。それで今回能都中改築にあたって、能都中学生もそのところも多く通るということなんで町としましても防犯上しっかりと監視システム等の整備をしていかなければならないと考えていますので、出来るだけその2学期に間に合うような形で協議を進めさせていただいて、万全の体制で通学路の整備をしていきたいと考えています。

休 憩

議長（久田良平）

ここでしばらく休憩したいと思います。再開時間を11時25分からしたいと思います。よろしくお願いします。（午前11時15分）

再 開

議長（久田良平）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前11時25分）
質疑ございませんか。6番椿原安弘君。

6 番（椿原安弘）

専決処分の予算につきましては、一般会計でトータルが１６２億３０００万円と大変大きな数字となっております。それでですが、出納につきましては、５月一杯で閉鎖されておりますので、これから決算作成になると思うんですが、現在のところの収支見込み、確定まではいかないと思うんですが、決算見込みはどのようになっているのか。会計課長並びに上下水道課長、病院事務局長にお聞きしたいと思います。これは、普通会計は一般会計のみで結構でございますのでよろしくお願いします。

それからもう一つ。鶴野議員の収納対策室廃止の件です。収納対策室が出来たのは税金だけではなく、税外収入です。例えば農業関係の負担金。それから色々あると思うんですが、それらを一括して収納対策をするというふうに聞いていましたので、先ほどの町長の答弁は税金は積極的にやるということですが、税外収入に関してはこれからどうなるのか。例えば今までは収納対策室がリードしてやっていたと思うが、今後のどのように進めるのかお聞きしたいと思います。以上です。

議長（久田良平）

会計管理者道下可長君。

会計管理者（道下可長）

それでは椿原議員のご質問にお答えします。一般会計の２３年度の決算額ですが、見込み額で申し上げますと、歳入総額で１６０億１３００万円、歳出総額で１５７億３４００万円です。差し引きますと、２億７８００万円ほどになりますが、この中で明許繰越かかる分が９８００万円ほどあります。実質それを差し引きますと約１億８０００万円の黒字会計となる見込みです。以上です。

議長（久田良平）

上下水道課長浅井弘之君。

上下水道課長（浅井弘之）

椿原議員のご質問にお答えします。水道会計の決算でございますが、収益的収支では、収入使用料など３億８４４６万３８３１円。支出は営業費用など合計で３億７９７２万４４７１円で、収支につきましては、４７３万９３６０円の黒字となっております。黒字の要因につきましては、町の補助金によるものでございます。

また、資本的収支では、収入補助金など合計で１億２９０万９５４円。支出

は企業債償還金建設改良費の合計で1億8309万4262円です。収支の不足額8019万3308円につきましては、当年度損益留保資金で補填を行いました。以上でございます。

議長（久田良平）

宇出津総合病院事務局長山森景治君。

宇出津総合病院事務局長（山森景治）

平成23年度の病院事業会計の決算見込みを申し上げます。決算状況といたしましては、病院事業の収益が22億7259万円。支出が22億5053万円となりまして、2105万6000円の純利益となる見込みであります。特別利益の繰入金21、22年度といただいていたわけですが、特別繰入金なしで、利益となるのは平成元年以来、22年ぶりにプラス会計となりました。今後も一層努力して参りたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長（久田良平）

税務課長舘博之君。

税務課長（舘博之）

収納対策室が昨年度で無くなったんですが、今年も今までと同じで各課と連携しながら収納に努めて参りたいと思います。よろしくお願いします。

議長（久田良平）

他に質疑ございませんか。3番市濱等君。

3番（市濱等）

簡易水道特別会計補正予算第4号ですが、実は水道料金の値上げという問題が、今町としても住民としても大変な問題になっていると思う。その水道料改定についてのお知らせという小さな広報がありますが、その中に理由として給水人口の減少、それから節水意識の向上によって水の利用量が減ったと。だから水道料金を上げるというふうな説明の文章が能登町中まわっていると思うんです。この文章を見ると、節水をすると悪いことをしていると。町に協力していないというふうな意識でとれる人が沢山おいでということなんです。このへんの考え方はどうなっているのか説明していただきたい。

議長（久田良平）

上下水道課長浅井弘之君。

上下水道課長（浅井弘之）

水道料金の値上げのチラシについてですが、水道料金の広報につきましては、町の広報の4月号で見開きで2ページ。また、町のホームページ、有線放送等で告知をしております。市議員がおっしゃられているのは、検診時に検針票と一緒に同封したチラシの件かなと思いますが、水道料金の原因について記入したものでありまして、特別節水が悪いというようなことではないとご理解お願いしたいと思います。

議長（久田良平）

3番市濱等君。

3番（市濱等）

私は水道料金を上げるのは、皆さんの努力のもとということではなく、昔施工した管が古くなったから経費が出てこないということで、値上げしたいというような文章があればなと感じました。

議長（久田良平）

11番志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

私もたまたまとしたこと言うかもしれませんが、お許し願います。私の耳を疑って、自分自身も疑っているのですが、町長の趣旨説明の中で放射能の測定器ということのを言われました。そういう放射能の測定器の予算は専決の中にあるのか。それから私、全協で遅刻したものですので、そういうことで理解できなかったのかどこにあるのか総務課長にお聞きしたい。それから放射能測定器、これは私たち今一般質問でもその問題を通告したいなと思っておりまので、放射能測定器の問題を予算化しているところをお知らせ願いたいなと思っていまので、総務課長お願いします。

議長（久田良平）

総務課長佐野勝二君。

総務課長（佐野勝二）

それではご説明いたします。専決予算のほうの補正予算ですけれども、一般

会計で23ページで2款5項防災費の1目防災総務費。ここで2546万円の減額となっておりますけれど、右の説明欄のほうで防災総務費と下のほうに緊急防災事業1000万円の計上があります。ただいま議員おっしゃった線量計はこの1000万円の中の一部ということでご理解いただければと思います。それではこの1000万円は何かということなんですが、その前にこの1000万円は過疎債のソフト事業、ソフト事業も過疎債で起こせるといったことが平成22年度から可能となりまして昨年におきましては、この防災備蓄品の購入も過疎債で可能ですよといったことが年度末に県の方からも許可でましたので、それで急遽専決で1000万円の防災備蓄品を購入する予算をもったということです。何を買うのかということですが、先ほどおっしゃいました、線量計、それから簡易トイレ、避難場所に置く簡易トイレです。それから簡易組み立て間仕切り、体育館などでダンボールに似たようなものもあったり、つい立のようなものがあつたと思います。そういったもの。それからテント。屋外に設置するテント。それから救急セット。こういったものなどある程度の数量を購入するということで合計で1000万円をみたということです。

年度末に急遽許可が出たものですので、細かい単価等々についてはつかみで予算をもったということでご理解いただければなと思っています。今後の執行にあたっては充分そのへんを考慮した必要品を揃えていきたいというふうに思っております。

議長（久田良平）

11番志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

私のメモがたしかだつたと思って、ありがたく思っております。過疎債でも適用されると。こういうことですので私みつけられませんでしたけれど。間違いなかったなと目をつむりながら聞いていたんですけれども。この放射能の問題、測定器というのは今後能登町については必要不可欠なものだと私は思います。輪島のガレキの問題。今金沢市のほうでもガレキ問題。それについてヨウ素材というものを総務課長調べておいてください。そういうことでまた一般質問で質問させていただきますのでよろしくお願いします。今日はどうもありがとうございました。

議長（久田良平）

ほかに質疑はありませんか。12番宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

1点だけお願いします。自主防災組織リーダーの育成ということで絡めてお話をさせていただきたいのですが、当然のことながら自衛官や警察や消防署等々の広域的なものを頼ることも限度があるだろうということで、小さな防災組織を作り上げようというのが観点でこういったことが始まったのだろうと思いますが、先日の広報に素晴らしい地区の事例もあがっていましたが、あくまでも自主ということですからその地域と言いますか集落と言いますか、そういった方々が自主的に組織を立ち上げるのが本来の姿だと思います。海辺の人は海辺のような考え方も避難の仕方もあるだろうし、山間部においては、例えば土砂崩れや水害や地震となれば家屋の倒壊もあるかと思いますが、私が何を言いたいのかと言いますと、そういうことで組織を立ち上げるのは大変良いことでこれから大いに我々も考えていかなければならないと思うのですが、このあくまでも自主的なのか。少なくとも危機管理室もできましたので広報に素晴らしい助成金や補助金等々も出ておりました。けれどもいかんせん、高齢者の方が多い中でリーダーが出来ないとなかなか組織が立ち上がらないということで、少なくとも行政サイドで自主防災組織を立ち上げるための努力をさせていただきたいのですが、何かそういったことを行政側として考えておられるのかどうか。是非考えていただきたい。後押しをわずかながらでもしなければ、立ち上がらないと思うので、そのあたりをどういうふうに考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（久田良平）

総務課長佐野勝二君。

総務課長（佐野勝二）

それではご説明いたします。まず自主防災組織という言葉の定義ですけれど、そのほうを先に説明させていただきます。この一般的には、防災士と呼ばれるものでありますけれども、これは日本防災士機構というところのあくまでも民間資格であります。その日本防災士機構がいうところの防災士とはというのがありますので、そのへんちょっとお話ししたいと思います。防災士とは自助、互助、協働を原則としてかつ公助との連携充実に努めて社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、さらにそのため十分な意識、知識、技能を有するものとして認めた人と定義しております。そういったことで、先ほど議員おっしゃったとおり、自主防災組織、町としてはあくまでも自らのそういった知恵や知識、技能を養って欲しいということで、昨年の補正予算から自主防災組織を立ち上げるための先ほどおっしゃったような補助制度も設けて

おります。この補助制度は、3年間に限っては町が連続して助成するといった内容で、3年経ったらあとは自立してがんばってねというような補助制度でございます。といったことで、町としてはとにかくそのきっかけ作りの3年間は面倒みますので、後は自立して欲しいといったことで、ただし3年間については出来るだけの助成はさせていただこうといったことで、今広報等にお知らせしているところであります。

議長（久田良平）

12番宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

大変理解は出来たのですが、町としてどういうふうな後押しをするのかということ。金銭的なものではなくて、もう少し重要性を地域住民に理解していただくような場を設けないと、高齢者のエリアもありますのでこれは組織は小さいければ小さいほどいいとは言いませんが、細分化された中で組織が立ち上がるということは良いことなのだろうなど。そういう中でこういうふうなものが出来たのであろうと思っておりますので、ぜひ自主防災組織がたくさん立ち上がることを行政側としても努力を願いたいということと、1点だけ広報の中で最高限度額が200万円とありましたね。その一つの組織にまず10万円と戸数かけることの1万円。私これを見たときに、例えば1個のある集落が立ち上げた時に、その10万円プラスに1戸かけることの1万円の合計が200万円ですか。そうなる例えば201戸の時に、191戸でもそれがはみでますよね。足りないわけなんですね。一般的に小さい組織よりも1戸あたりの金額がでないというか。そういう換算になるんですけれども、あくまでも200万円が限度額ですか。200戸以上のあんまり大きな組織も良いことだとも思いませんけれどもそういう考えなんですね。200万というのは。

分かりました。議長ありがとうございました。

議長（久田良平）

他に質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

議長（久田良平）

これで質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

**委員会付託
報告第 1 号から議案第 6 5 号**

議長（久田良平）

お諮りします。

ただいま議題となっております、報告第 1 号から議案第 6 5 号までの 2 3 件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、報告第 1 号から議案第 6 5 号までの 2 3 件については、お手元に配布いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

**請願等上程
請願第 3 号、請願第 4 号、陳情第 1 号**

議長（久田良平）

日程第 2 8 請願第 3 号「文化施設の建設について」から日程第 3 0 陳情第 1 号「緊急事態基本法の制定を求める意見書採択の陳情書について」までの 3 件を一括議題とします。

今期定例会において受理致しました請願 2 件、陳情 1 件の併せて 3 件は、お手元に配布してあります請願陳情文書表のとおりであります。

趣旨説明

議長（久田良平）

請願について、紹介議員の趣旨説明を求めます。

請願第 3 号「文化施設の建設について」 6 番椿原安弘君。

6 番（椿原安弘）

ただいま上程されました請願第3号「文化施設の建設について」の趣旨説明をいたします。

近隣の市町においては、いずれも文化ホールを所有しており文化祭の運営にも行政がバックアップするなど地域文化の維持向上に熱心だと聴いております。体育活動や文化活動は町民の体と心の健康に特に大切なものと思います。当町におきましては、体育施設は多々有りますが、文化に関しては中心となる施設がいまだに整備されておらず、当文化協会傘下の各団体も発表・展示に困難をきたしております。

今後も更に町民の高齢化が進むことも考慮すると、文化の維持・発展にとって大変重要と思いますので、早期に文化施設の建設をされることを請願されているものでございます。

議員各位におかれましてはご審議のうえ、何とぞご採択賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

議長（久田良平）

次に請願第4号「国の教育予算を拡充することについて」14番鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

ただいま上程されました請願第4号「国の教育予算を拡充することについて」の趣旨説明をいたします。

現代の子どもたちは、様々な価値観や個性・ニーズを持っており、一人ひとりの子どもにきめ細やかで丁寧な対応を行う必要があります。不登校やいじめ等生徒指導上の課題に加え、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容も増加しています。

2011年度、30年ぶりの法改正で小学1年生に35人学級が導入されました。しかし、文部科学省が2010年に実施した、「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げており、このことから保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかなです。また、国際的にみてもOECD諸国に比べ、1学級あたりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数は多くなっています。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることは極めて重要です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（31カ国）の中で日本は最下位であり、対して、教育支出における私費負担の割合はOECD平均の倍以上となっています。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられ、非正規教職員の増大などにみられるように教育条件の格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちにゆたかな教育を保障することは、極めて重要なことです。「教育は未来への先行投資」として、教育環境を整え、子どもの学びを切れめなく支援することは必要不可欠な国の責務です。

こうした観点から、2013 年度政府の概算要求に向け

1. OECD 諸国並みの、ゆたかな教育環境を整備するため、30 人以下学級を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の拡充を図ること。
3. 校舎の耐震化、教材備品・修繕費等、学校教育環境の整備充実に必要な予算措置を行うこと。
4. 子どもと向き合える時間の確保ができるよう、教職員の定数改善や事務負担の軽減を行うこと。

以上 4 点の実現について、地方自治法第 99 条の規定にもとづき国の関係機関へ意見書の提出を請願されているものでございます。

議員各位におかれましてはご審議のうえ、何とぞご採択賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

議長（久田良平）

請願の趣旨説明が終わりました。

議長（久田良平）

次に陳情第 1 号「緊急事態基本法の制定を求める意見書採択の陳情書について」を事務局長に朗読いたさせます。

議会事務局長（谷内利明）

陳情第 1 号緊急事態基本法の早期制定を求める意見書採択の陳情書についてを朗読いたします。陳情趣旨。地方自治法第 99 条の規定により、貴議会から国会及び政府において、緊急事態基本法を早急に制定するよう要望する意見書を採択していただきたい。理由。今回の東日本大震災における我が国の対応は、当初想定外という言葉に代表されるように、緊急事態における取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となった。世界の多数の国々は今回のような大規模自然災害時には非常事態宣言を発令し、政府主導のもとに震災救援と

復興に対処しているのである。

我が国のように平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、前衛部隊の自衛隊、警察、消防などの初動体制、例えば部隊の移動、私有物の撤去、土地の収用などに手間取り、救援活動にお様々な支障を来し、その結果さらに被害が拡大するのである。また、原発事故への初動対応の遅れは、事故情報の第1次発信源が国ではなく、事故を起こした東京電力当事者というところに問題がある。さらに言えば、我が国の憲法はその前文に代表されるように平時を想定した文面となっており、各国に見られるように外部からの武力攻撃、テロや大規模自然災害を想定した非常事態条項が明記されていない。

平成16年5月にはその不備を補足すべく、民主、自民、公明三党が緊急事態基本法の制定で合意したが、今日まで置き去りにされている。昨年来、中国漁船尖閣事件、ロシア閣僚級のたび重なる北方領土の訪問、北朝鮮ミサイルの脅威など、自然災害以外にも国民の生命、財産、安全を脅かす事態が発生している。

よって、国会及び政府において、緊急事態基本法を早急に制定するよう要望する意見書を貴議会から提出していただきたい。

陳情者は、アジアと日本の平和と安全を守る石川県フォーラム 会長紐野義昭、副会長中村勲のお二人です。以上朗読を終わります。

議長（久田良平）

陳情の朗読が終わりました。

委員会付託

議長（久田良平）

お諮りします。ただいま議題となっております請願2件、陳情1件の併せて3件は、請願陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、請願2件、陳情1件の併せて3件は、請願陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま付託されました請願陳情の審査結果については、今期定例会会期中

に報告していただきますようお願いいたします。

休会決議

議長（久田良平）

日程第31「休会決議」を議題とします。

お諮りします。委員会審査等のため、6月7日から6月10日までの4日間、及び6月13日の併せて5日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、6月7日から6月10日までの4日間、及び6月13日の併せて5日間を休会とすることに決定しました。

散 会

議長（久田良平）

今回は、6月11日午前10時から会議を開きます。以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後（0時02分）

開 議（午前１０時００分）

開 議

議長（久田良平）

ただいまの出席議員数は、地方自治法第１１３条に規定する定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長（久田良平）

日程第１ 一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきますが、一般質問の形式は一問一答方式とし、能登町議会申し合わせ事項により質問者の持ち時間は答弁の時間を含め４０分以内となっております。また、関連質問についても申し合わせ事項により原則として認められておりません。

それでは、通告順に発言を許します。

１１番 志幸松栄君。

１１番（志幸松栄）

皆さん、おはようございます。

今日このごろ、季節に対しましては住みやすい私たちの季節になりました。にもかかわらず世の中はすごく複雑な状況でございます。マスコミ、新聞、テレビ、能登町もちらちらとそういうような現象があらわれてきております。この前、議会から議会の間の中で、国で騒がれているニュースの中の１件が能登町にもありました。ある中でも先般、高速道路においてバス事故が不幸にも、我が能登町にも不幸なニュースでございました。この事故に遭われた方々及び能登町の町民一人が事故に遭われました。心より哀悼の意をささげたいと思います。

それでは、許されましたので一般質問を１１番志幸、行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、１点目の趣旨説明を行います。

能登町の国、県行政機関存続並びに今後の機関の誘致問題を町長に問いたいと思います。

警察が珠洲署ということで、珠洲署の中の能登庁舎ということで、郵便局も支所になり、法務局も輪島へ統合され、またN T T、北陸電力も以前でございますがなくなりました。県土木事務所もなくなり、国の機関の農政局もなくなり、ましてや大きな問題として、この半世紀も存続しない中でのと鉄道もなくなり、行政機関の関連庁舎がすべてなくなっていくような感じがいたします。よって、民間事業所の廃止及び減少状態であります。民間の方々も。

現在は残っている能登高校、水産総合センターがこの大きな町に2つのみ残されておるわけでございます。ましてや前のことを言っておってもしょうがないですので、この両機関をいかにして町民一体として存続並びにこの町に残していくのか。また、新しい県の機関、国の機関を町長は呼び込もうとしているのかどうなのか、町長にお尋ねしたいと思います。

私は、この能登町に生まれたときはすごい豊かで、すばらしい都だと私は思っておりました。すごい勢いがあり、活気があり、漁業が盛ん、また農業が盛ん。1次産業の活性化をすごく私は子供ながら目に見たわけでございます。それで私もそういう中で1次産業の仕事に進んだわけでございますけれども、それと同時に、1次産業の発展と同時に、また2次産業、3次産業も豊かさを持ってきたわけでございます。にもかかわらず、世の中の流れ、流れと言うとるわけではございますけれども、今の能登町にはその活気すら私の目から見えないわけでございます。

この活気というのは、行政機関の関連機関があつてこそ、また民間の業者さんも勢いが出、そういうことで町全体の勢いが出てくるんじゃないかなと。このままいけば高校並びに水産関係の総合センター、国、県の機関が一個もなくなる状態でございます。なくなるような感じがいたします。私は、行政機関の数と、また民間企業の育成と同時じゃないか、比例しているんじゃないかなと私は思うわけでございます。

前のことは言っても何ですから、この2つの水産総合センター、能登高校、みんな町民一体となって町長を初め、この国、県の機関を残して、それでまた私たち、いろんな考えもあると思います。民間の方々。それで町の活性化を図っていくべきじゃないかなと。

考えるのが遅いかもしれませんが、また今後の町長のこういうような行政機関、また産業についての考えをひとつ町長にお聞きしたいと思いますので、よろしくお答え願います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

議員ご質問の国、県の行政機関を少しでも残すというようにお話だと思いますが、現在、当町には多くの国、県の行政機関、そして調査研究施設があります。そして、これらの施設には多くの職員が働き、さまざまな活動を行っており、地域の活力の一端を担っていただいているというふうに思っております。

例を挙げますと、国の機関としましては輪島公共職業安定所の能登出張所がありますし、能登海上保安署があります。また県の機関としましては、議員おっしゃるように石川県の水産総合センター、そしてまた石川県の畜産総合センター能登畜産センターがありますし、石川県農業総合研究センター能登分場もあります。また、県立能登産業技術専門校もありますし、当然、能登高校がございます。また、石川県立の能登少年自然の家がありますし、海洋漁業科学館、のと海洋ふれあいセンター、そして能登勤労者プラザというものがあります。またその他といたしましては、金沢大学の環日本海域環境研究センター臨海実験施設が小木のほうにありますし、能登自動車学校が布浦のほうにあるということで、多くの国、県の行政機関、調査研究施設があろうかと思っておりますが、しかしながら過去には、議員おっしゃるように保健所あるいは土木事務所などが統廃合によりまして町から撤退したということでもあります。

国、県における行財政改革によりまして、簡素で効率的な行政組織への取り組みということは国民、県民の皆さんが求めていることであろうと思っておりますが、少子・高齢化あるいは過疎化が進む当町におきましては、やはり町民への行政サービスが後退しないよう、そして町の活力低下を防ぐ意味におきまして行政機関再編に当たりましては国、県にしっかりと働きかけていきたいというふうに考えております。

議長（久田良平）

11番 志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

私も既存の金大とかいろんなところがあります。そういうところを言いそびれましたけれども、だけど大きなものとしてそういうような町長今そういう、ただただあるというよりも、私はその機関が国、県、機関と同時に、この町が栄えていくのではないかなと。そういうようなことを私は言いたいわけでございます。それを町民一体となってこれから守っていかなきゃならん町じゃないかなと思うんです。

正直言って、いろんなところ、私も参席しますけれども、今町長が、私言えませんでしたけれども、町長がまだこういうところもある、こういうところも

あると。そういうところ自体も統合されつつあるわけでございます。私が大きな分野だけ2つ挙げたわけでございますけれども、町長の意気込みが今回感じられましたので、またこれは、今は行政機関のことを言っている。

第2点に移らせていただきます。

同じ質問でございます。2点目は、1点目と同じような質問でございます。

1点目は行政機関のこと、2点目は能登町の民間企業の経済のことでございます。分けて1点、2点ということでやったわけですので、町長、お答え願いたいと思います。

町の産業及び経済についてお聞きしたいと。特に既存の企業に対しての町行政の協力をお聞きしたいと。いろいろやっておられるということで答えがあると思いますけれども、まだまだ私は不十分ではないかなということがあるものですので、こういう質問をあえて続きにいたしましたので、よろしく。

昨年の大震災後の国の経済状況は非常に厳しく、当町でもその影響を受け、町経済は低迷しております。地震がなくても低迷しておったわけです。それに輪をかけ、まだまだ低迷してきております。苦しい経営を余儀なくされている方々がたくさんおられると私は思っております。漁業をしておる私自身もそうでございます。

そこで、町として企業や事業拡大等の事業に対し、事業する方々に対し、一歩進んだ協力を町としてやるべきじゃないかなと、私はそう思っておるんです。もう少し目の先を一遍固めたらどうかなということで私は思っておりますので、町長のお答えを、心意気並びにお答えを聞きたいと思いますので、よろしくお答え願いたいと思います。

答えによつては、また私の理論も述べさせていただきますので、よろしくお答え願います。どうぞ。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは議員のご質問に答弁させていただきますが、議員おっしゃった昨年の3月に発生しました東日本大震災、あるいはヨーロッパ通貨によります経済不安等から円高は下がる気配もなく、その影響で全国的な経済の落ち込みがあり、能登町の企業においても売り上げや受注の減少から来る収益の悪化などの影響を受けまして、震災から1年を経過した現在においても依然厳しい経営状況が続いているというふうに認識しております。商工会より23年度中に廃業された企業が24社もあったということも聞いております。

景気の状態を踏まえ、町としましては、３年前から県補助金によりますふるさと雇用再生特別基金事業を実施いたしました。また今年度からは、能登町産業育成活性化支援事業を新規に創設させていただきまして、新規起業者や事業拡大等を計画する企業に対してバックアップすることにしておりますし、また町独自の雇用促進緊急助成金、あるいは以前からの労働保険緊急助成金制度を行いまして、元気で活力のある能登町になるよう現在進めている状況でもあります。今後におきましても地域企業をサポートしていきたいというふうに考えております。

議長（久田良平）

１１番 志幸松栄君。

１１番（志幸松栄）

いろいろな助成金その等、詳細。ただし、一番今私感じたことは、平成23年度には24社の廃業ということで、私こういうようなデータはわかりませんでした。ますますやはり私がこういうようなことで町並びに企業の方々に、私自身も含めて、漁業も含めてでございすけれども、ふんどし締め直す時代が来ているんじゃないかなと私は思うわけでございす。

こういういろんな融資、また私、町長に言いたいことは、より一層の、今全国的にと言われましたが、私は世界的に経済の疲弊が生じているのではないかなと。こういうようなすばらしいマスコミの時代、テレビ見ておるだけでも私ごときが世界の情報もわかる、いろんなものがわかる、そういう状態で、また、こういう自治体は独自のものをあれしてやっていかなきゃだめなのでないかなと、私はそう思うわけでございす。

そういうことで、企業の誘致、これは皆さん町民の方が言われることでございす。産業のイベントの充実、町の特産品の宣伝、既存施設の有効利用。

一番私が眼点に置きます新港遊休土地の利用でございす。昨年の一つの大きな失敗だと町長思うんですけれども、新港の誘致の失敗。これについても町長の決断がやわらかかったなと私は思うわけでございす。もし万が一、新港の誘致がなっていたならば、今の経済はわずか町の人たちの消費者の勢いがあつたんじゃないかなと、私はそう感じるわけでございす。私たちに気を使いながら町長もなかなか最終的には押し切れませんでしたけれども、そういう呼び込むということも必要だと思います。

それから今、イベントとか町の特産品とか言いましたけれども、私はあえて言いますけれども、余りこの能登町のイベントとかそういうものは、もう少し大きな枠で、回数があり過ぎるし小さ過ぎるんじゃないかなと。どかんとした

イベントがない。数ばかりこなして。それじゃやはり町のイベントも全国並びに県内の中にもアピールできないんじゃないかなと思います。

それから、いろんな施設があいてきております。民間の人方、若い方々でもこの施設を使って何かやろうかなと、いろんなマスコミ報道もあります。そういうことになった場合には、やはりいいファイトのある人たちがおるなということで、あえて行政は協賛して頑張っていくべきじゃないかなと思います。

それから、新港遊休土地の利用問題について、町長、再度、今後あった場合にはどうしたらいいと思いますか。また、この答えだけひとつお答え願います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

新港の土地に関しましては、非常に大きな土地が利用されていないということで、町としてもこれまでずっと熟慮してきたわけなんです、昨年のことは決して私は失敗だとは思っておりません。これからも新港利用につきましては町民の皆様と協議をしながらしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（久田良平）

11番 志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

私は言葉の中で失敗ということで言葉を発しましたけれども、またいろいろと協議会もつくったり何だりしてやっておる。

ただし私の言いたいのは、この町はすごく高齢化が進んでいるわけでございます。もう早急に判断し、早急にアタックしてやっていかなきゃおくれると思います。日本は特にそうでございますけれども、いろんな議論、議論ということで、今、遠くの政府のことを言っても何ですけれども、こういうところで何かに一つ決まらない。いろんなことでそういうことを言っておれば、周りにおる。

私は、もし万が一、新港にああいううわさどおりなことがあれば、物すごく消費者の方々のにぎわいがあつたろうし、それから今現在、非常に民間の方がホームセンターをやめられました。あの問題ちらちらと町を歩きますと、この広い能登町にホームセンター一つないと。1軒2軒あるみたいな感じですけども、一番人口のおる宇出津の地内の中でホームセンターない。物すごく不便

になったということで、これは町民の本音でございます。

そういうことで、またそういうようなこともサポートしながら、町長、進んでいってほしいなと思うわけでございます。

それでは半分過ぎましたので、次、3問目に移りたいと思います。

3点目の説明を行います。難しい問題でございますけれども、私の言いたいことを述べさせて質問したいと思いますので、また町長のお答えもいただきたいなと思います。

志賀原子力防災対策についてでございます。

1つ目、石川県原子力防災計画は、志賀原発から30キロ圏内の県民が避難し、本町などその圏外。市町は受け入れとなっているが、この受け入れ、一応県からの指針だと思いますけれども、私たちはもし万が一不慮の事故に遭遇した場合においては、30キロ圏外ですので、防災については七尾、それから志賀町ですか、その関連のほうから指導を受けながら行動しなきゃならない状態だと私は認識しておるのでございますけれども、町としては、町長はどのような、あの新聞報道に出た問題をどのような感じで受けとめておられるのか、お聞きしたいと思います。総体的にお答え願えれば光栄なんですけれども。

それからもう一つは、30キロ圏内が立入禁止となった場合、町民に、私たちはこの半島から避難しなきゃならないときには、どのようにして町長は誘導されるのかお聞きしたい。

それから、県内各市町村に独自に、私もこの前、原発のこういう、志賀原発についてということで、ある出席依頼が来ましたので講義に行ってきたところ、安定ヨウ素剤というものを勉強させられました。もし被曝されたときに甲状腺の予防薬ということで。この安定ヨウ素剤を備蓄しようとしている自治体もあるようでございますけれども、もし町長はご存じだと思いますけれども、この安定ヨウ素剤ということで、万が一ということで、こういう町独自で備えつける考えがあるのかどうか、お答え願いたいと思います。

最後には、輪島市が瓦れきの受け入れを検討しておるわけでございますけれども、町長はどのように感じておるかということをお聞きしたいなと。

以上4点についてお答え願いたいなと思っております。ただし総体的なものをまた、町長のお答えによって私の思いを述べさせていただきますので、またひとつよろしく願いいたします。

以上。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今ほどは志幸議員から４点の質問があったかと思います。

まず、第１点目の石川県の原子力防災計画では、志賀原発で重大事故が起きた場合には半径３０キロ圏内の住民を県内７市町に避難させるという緊急避難リストの割り振りを作成いたしました。

能登町の受け入れに関しましては、志賀町の一部の８，０００人、そして七尾市の一部の６，３００人の合計１万４，３００人を受け入れる割り振り案が提案されました。被曝を防ぐためには、まず第一に住民の皆さんが発電所より同心円方向に避難することが効果的であることから、県の割り振りに関しましても町としましては了承したということで、ご理解いただければと思っております。

次に、３０キロ圏内が立入禁止になった場合ということですが、避難した後の対策で、石川県のほうではヘリコプターや船舶で救援物資を運ぶなどの孤立化対策を図っていることから、奥能登が陸の孤島となるような事態は避けられると考えております。

しかしながら、長期化になった場合における社会活動の停滞や、あるいは議員がおっしゃるように半島からの脱出を望むことなどを考慮した場合に備えて、今後、県や関係機関との協議を重ねまして、どのような体制を取り入れるか、しっかりと県の防災計画あるいは町の防災計画にも要望、検討していきたいというふうに考えております。

次に、安定ヨウ素剤の備蓄に関してであります。原子力災害の発生によりまして大気中に大量の放射性ヨウ素が放出されますと、それにより人が放射性ヨウ素を吸入しまして、身体に取り込むと内部被曝を起こして甲状腺がんなど発生するという可能性があります。この内部被曝の予防の一つとして安定ヨウ素剤が有効であるということでもあります。しかし、甲状腺以外の外部被曝につきましては放射線影響を防護する効果は全くないということもありますので、その点も留意する必要があるかと思っております。

投与の対象年齢につきましては、４０歳未満であるとのことでもあります。４０歳以上につきましては、放射性ヨウ素の被曝による甲状腺がん等の発生確率が増加しないことが理由だということでもあります。

備蓄しているのは、今現在、石川県及び志賀原子力発電所から１０キロ圏内エリア付近、つまり志賀町、七尾市、羽咋市、中能登町とのことではありますが、また受け入れ市町では珠洲市が備蓄しているということでもあります。能登町としましても、原子力事故避難者の受け入れ市町でもありますので、今後は県と相談しながら備蓄を検討していきたいというふうに考えております。

そして最後に、輪島市の瓦れきの受け入れに関してであります。先月の２

9日、輪島市のほうでは市議会全員協議会を開催しまして、岩手県宮古市で瓦れきのサンプル調査をした結果、セシウム濃度が不検出だったことから、市内の焼却施設で瓦れきの試験焼却を行う準備を進めるそうであります。また、輪島市の瓦れきの受け入れ基準というのは、国の基準の80分の1とかなり厳しく設定もされているということでもあります。

議員がご心配されるような能登全体の風評被害というのも懸念される声もあると聞いていますので、近隣市町の住民にも不安を抱かせないような情報を公開して、そして適切に進めていただきたいというふうに思っております。

議長（久田良平）

11番 志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

まだ国のほうもこの計画その等、今1万4,300人ということでは言われましたけれども、本当にこういう陸の孤島へ逃がすんだらうかという、いろんなクエスチョンなことが私、きのうの避難訓練でも、本当にこういうような計画があるんだったら、町長、正直言って私たちもこの二、三日前の訓練に対して、自治体だけでも参加すべきじゃないかなと思うんですよ。

総体的に私は言いたいんですけれども、すべての災害でございます。町長。防災対策、我々、私は記憶にあるんですけれども、記憶だけでございます。日にちはきちつと言えませんが、この対策について、もうこれだけ高齢化になりますから、地震並びに津波、台風、その避難訓練とかそういうものについて、これから町全体として、また自治体、町内全体として、集落全体としてある程度、何とか講座という、町長、何講座といったね。講座をやっているんでしょう。まだ。出前講座。まだやっている。

そういうものを用意しながら。うちの町内ならうちの町内、50軒ありますけれども、一回出前講座、課長サイド出てきて、ここにこういう消火栓があるよとか、この人たちはもし万が一こういうところにあったら、皆さんこうやってかって逃げなさいよと、避難しなさいよという出前講座を、日にちかかってもやっぱり集落並びにそういう町内単位でやっていく必要があるんじゃないかなと私は思うんですよ。今これをあれしまして、私は出前講座を町内の人に聞いて町のほうに申請しようかなと思うんですよ。

道を歩いておっても消火栓自体が正直言って町内の皆様わからない。それから、逃げる避難訓練場所も避難場所もなかなかわからない。それだけやっぱり高齢化が進んでいるんですよ。

ということで、出前講座を利用して、これから避難の問題をもう少しやは

り簡素に簡単に皆さんが一番安心できるような避難行動できるような指導をしていってほしいなど。町長に実行してほしいということをお願いしまして、私は一般質問を終わりたいと思いますので。

どうもありがとうございました。これでお願いしまして、以上、終わりたいと思います。

原発の問題は難しいものですから、またいろいろと勉強して情報公開その等努めるようお願いいたします。

以上です。

議長（久田良平）

志幸議員、答弁要りませんか。

11番（志幸松栄）

答弁いいわ。難しい問題やさかい。ありがとうございます、議長配慮。

町長答えられん。難しいて。今、出前講座のその問題を、国自体があやふやになっておりますから。

ありがとうございました。

議長（久田良平）

それでは次に、7番 河田信彰君。

7番（河田信彰）

質問に入る前に、お礼と、また要望も少しありますが、少し述べさせていたきたいと思います。

私は昨年の9月議会の一般質問に、災害に対する対応についてということで、東日本大震災の津波防災対策を取り上げ、質問させていただきましたが、その中で津波浸水区域に何か警戒を促す看板をぜひ立てて、町民の防災の注意を促せばよいのではないかと提案したところ、今年の3月末ごろには町あちこちで、ここは5メートルとかの海拔表示板の看板を見ることができ、執行部の早急な対応に感謝を申し上げます。

しかし、まだまだ私の思いでは数も不足と感じますし、石川県の津波浸水想定区域の見直しに伴い、町でも防災の計画の見直しをかけていると聞きますが、今後もさらなる海拔表示板の設置や、先ほど志幸議員もおっしゃっていましたが避難場所の誘導看板を設置していただき、防災対策を進めていただければと思います。

それでは一般質問に移らせていただきます。

まず初めに、町営住宅に関しましてお聞きします。

これまで町営住宅の建てかえが着実に進められてきた結果、耐用年数を過ぎた木造住宅は改善しつつありますが、今後の建てかえ計画や団地規模の縮小、拡大計画がありましたらお聞かせください。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、河田議員のご質問に答弁させていただきますが、町営住宅の建てかえにつきましては、平成18年度に作成しております能登町住宅マスタープランに基づき事業を進めているところであります。マスタープランの建てかえ計画は、昭和40年代から50年代に建設された住宅であり、耐用年数を経過した住宅が対象となっております。これらの物件は、老朽化も著しく、耐震性やバリアフリー化、そして景観への配慮などから改修が必要となっております。

現在は、宇出津山分の城野住宅と松波地内の梅ノ木団地について建てかえ事業を実施しております。この2団地につきましては、財政状況も考慮しながら隔年ごとの建てかえを行っておりまして、建設工事完了は城野住宅につきましては平成31年度、梅ノ木団地につきましては平成32年度を目標としております。

今後につきましては、他の団地も住宅の需要を踏まえながら安全で快適な住居の供給を確保するためにも改修や建てかえなど計画を策定し、居住ニーズに応じた住宅の整備を行っていききたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（久田良平）

7番 河田信彰君。

7番（河田信彰）

近年、ひとり暮らしの高齢者及び障害者の閉じこもりが孤独死などの社会問題につながるものが懸念されておりますが、高齢者がその親を介護している老老介護等でも介護した側が急病などで突然死、副次的に動けない要介護者側が餓死するケースも多く確認されており、これも別の形の孤独死として問題視されております。

これらの問題は町営住宅でも例外ではないと思われますし、そうした実態が発覚した場合、風評被害等で入居者の募集中止や未消化につながり、荷物など

の残物の放置も考えられます。孤独死などの町営住宅におけるその予防対策はあるのか、お聞きいたします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず、議員のご質問の件につきましては、孤独死等の問題は確かに町営住宅にも起こり得ることではありますが、原則としまして入居者に関しましては自立生活が可能であることが要件となっております。

しかしながら、やはり入居した後でそういう状況になり得ることも考えられますが、しかし町としては特別な今現在、予防対策をとっているわけではございませんが、高齢化が進み、そしてひとり暮らし世帯が増えている中で、孤立しないように高齢者等に声かけ運動を行う傾聴ボランティアの養成を行っておりますし、また、地域コミュニティで支える見守り体制、ひまわりネットワークも強化しながら、安心して暮らせるような住環境づくりをつくっていきたいというふうに考えております。

議長（久田良平）

7 番 河田信彰君。

7 番（河田信彰）

すみません。何回も何回も出ていただいて。

300 近くある町営住宅のうち65歳以上の高齢者世帯、ひとり暮らし世帯はどれくらいありますか。全体の何%でしょうか。

議長（久田良平）

建設課長 小畑純夫君。

建設課長（小畑純夫）

ただいまのご質問にお答えいたします。

65歳以上の高齢者世帯数、ひとり暮らし世帯数はどれくらいあるか、あるいは全体で何%かという質問の回答でございますけれども、本年6月1日現在におきましては、入居中の町営住宅は268世帯ございます。65歳以上の高齢世帯は50世帯、うち高齢単身の世帯につきましては41世帯となっております。全体で65歳以上のパーセントといたしましては21%でございます。

以上でございます。

議長（久田良平）

7 番 河田信彰君。

7 番（河田信彰）

現在、町が所有する住宅の間取りはすべて 2 K 以上です。今後、建てかえを計画する上で空き家の利用促進を図り、住宅ストックを有効に活用する必要があると思われますし、高齢者の単身世帯など自力再建が困難な世帯についてはコミュニティを配慮した、先ほど町長が言っておられましたが、そういうことをしていっているのであれば、同時に寮や短期定住に向けた企業への働きかけや企業活動への協力や支援などを進めることも必要であると考えますが、いかがでしょうか。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

議員のおっしゃる寮や企業への協力支援ということではありますが、これに関しましては公営住宅の目的から外れたものとなりますので、町としてはなかなかそういうことはしにくいのかなという思いはありますが、しかしながら若年の世帯の定住促進、あるいは高齢の単身者の受け皿として、そういった単身向けの整備もこれからも検討していかなければならないというふうに思っております。そして、高齢化が進んでいるということなので、1 L D K とかワンルームタイプの住宅も考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

そういった居住性や利便性も考慮しながら、多様化するニーズにできるだけ応えられるような住宅整備をしていきたいというふうに考えております。

議長（久田良平）

7 番 河田信彰君。

7 番（河田信彰）

そのように頑張っていっていただきたいと思います。

団地の規模については、18 団地と県内市町で 2 番目に多く、戸数についても 8 町で一番多く、いずれも 8 町営の平均の倍以上の所有数となっています。

県営や民間住宅とのバランスもありますが、団地を集約するなど、町の規模に見合った管理がしやすい住宅マスタープランを再度見直していただけないでしょうか。

次に、運営についてお聞きします。

平成２２年度の決算では年間約７，０００万円の住宅使用料があり、８割を起債の償還に充て、残り１，０００万で職員１人分の人件費と修繕費や委託料の管理費を賄っており、平成２３年度においてもほぼ同様の運営状況かと思われます。

私なりに町営住宅管理の現状と問題点を考えてみました。

１点目は、入居者の高齢化により共益費の収集業務、保守点検業務、集会運営などの管理業務全般が非常に困難になってきていると思うことです。

２点目に、個々に町営住宅を比較すると、管理業務がうまくできているところとそうでないところがある。つまり管理レベルの差があるということ。共益費の適正管理、運用、執行、監査に差があると一部問題があったりするということです。

３点目に、各町営住宅の自治組織についても差があり、運営面で規模が小さい余り機能していないに等しいところもあるということです。さらに、入居者に当事者意識がない人が多く、団地の長や役員のなり手がなく、共益費を納めない、清掃等の行事への意図的な不参加を図るなどの問題もあります。

町は、準公金とも言える入居者全体から納めた共益費の監査を適正に行われていますか。また、町営住宅自治運営マニュアルなどの具体的なマニュアルはありますか。お願いします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず、河田議員のご質問に答弁させていただきますが、町営住宅の自治組織というのは自主的に運営されている組織であります。地域コミュニティの帰属意識が薄れてきている昨今では、どこの自治組織も議員のおっしゃるとおりいろんな問題があり、苦慮されているところというふうに思っております。

自主的に運営されている組織の存在意義から、共益費の監査を町が行うようなことは今現在しておりません。また、このようなことから自主運営に対するマニュアル等も作成していないのが現状でありますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（久田良平）

7 番 河田信彰君。

7 番（河田信彰）

そういうふうなマニュアルを、具体的なマニュアルを町の責任において作成して提示をすればどうかなと思いますので、そのところ、ひとつよろしくお願いいたします。

自治管理ができないというところに対して、希望すれば1戸当たりそれなりの委託料が発生するか、本町の共益部分の委託管理を、つまり撤収業務からハード面の保守管理を含めて、もちろん一般の管理会社が行わないような慶弔費などの部分は除いた形で委託管理を行ってみてはどうですかと思うんですが、その辺どうでしょうか。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず、自治運営マニュアルの作成、提示についてであります。団地ごとにはやはり建築様式や自治会の運営形態も異なっているというのが現状であります。町内会と融合している場合もありますし、それぞれの自治組織の試行錯誤の末にでき上がったのが現在の運営形態であろうかと思っておりますので、これを町が一元化するようなマニュアルを作成、提示することは現時点では非常に難しいのではないかとこのように思っています。

また、共益費の委託管理につきましては、自主管理ができずに自治組織の運営が困難な場合は、管理運営者を選定し委託管理を行うことも一つの方法ではないかと思えます。この場合には、自治組織と管理運営者の契約ということが必要になろうかと思えますので、今後検討材料とさせていただきたいというふうに思います。

議長（久田良平）

7 番 河田信彰君。

7 番（河田信彰）

それでは次に移ります。

平成25年3月に国立歴史民俗博物館に常備展示が決定している宇出津のあばれ祭について質問いたします。

この事業は、歴博がすべての費用を負担し実施する事業である。町は、この歴博の窓口として実行委員会を設置し、実行委員会が対応している。これらのことで間違いございませんか。

議長（久田良平）

ふるさと振興課長 畝村義夫君。

ふるさと振興課長（畝村義夫）

そのとおりで間違いございません。

議長（久田良平）

7 番 河田信彰君。

7 番（河田信彰）

間違いございませんね。

歴博オープンまで残すところ10カ月ほどとなりましたが、展示するキリコやみこしの状況及びどのように展示されるかをご説明ください。

議長（久田良平）

ふるさと振興課長 畝村義夫君。

ふるさと振興課長（畝村義夫）

ご質問にお答えします。

まず、国立歴史民俗博物館のほうから宇出津祭礼委員会にまず最初の打診があったのが平成20年の6月でございました。その後、歴博のほうから教授が来町しまして、常設展示について視察をされています。その年、20年の10月になりまして歴博のほうから、平成25年より常設展示をするということが決定したという連絡がございました。

それで先ほど河田議員さんおっしゃったとおり、常設展示支援実行委員会が発足をいたしました。この委員会の構成は、八坂神社の奉賛会、それから酒垂神社、白山神社の両宮司さん、それから同じく両神社の両氏子総代さん、それから宇出津町会長会、それから宇出津祭礼委員会、それから町のほうとしまして観光を受け持っております私どもふるさと振興課でございます。

それから常設展示につきましては、国立歴史民俗博物館、歴博と、この実行委員会が直接行っております。

展示内容につきましては、まずみこし2基、それからキリコでございますが、

キリコは通常6メートルありますが、それを約80%の縮尺にして5メートルで展示をするというふうに聞いております。そのほかは、プロジェクターによりまして本物の祭りをビデオ撮影したものを放映するほか、パネルによって内容を紹介するというものになってございます。

既にキリコが昨年、それからその前の年にビデオ撮影、それからその年の祭礼に使用したみこし、そういったものが既に歴博のほうに運搬してございます。そのほかのものといったしましては、20年度に太鼓、それからしゃぎり、笛、そういったもの、それから22年度にはキリコの弓張り提灯、それからキリコの彫り物、そういったものが搬入されております。

先ほど25年オープンという話をしましたが、その後、前倒しになりまして24年度、来年の3月18日にリニューアルオープンするということで聞いております。

以上でございます。

議長（久田良平）

7番 河田信彰君。

7番（河田信彰）

みこしは一年じゅう常備展示と伺っておりますが、間違いございませんか。先ほどもう運搬されていたとおっしゃっていましたが、どういうふうな状況で、一年じゅう常設と伺っておるところなんです、どのような感じなんですか。

議長（久田良平）

ふるさと振興課長 畝村義夫君。

ふるさと振興課長（畝村義夫）

最初の当初ではそういうふうな計画でございましたが、歴博の展示に関する委員会、審議会がございまして、そのほうから防疫学の視点から夏場の暑い時期に基幹展示から外すということで実行委員会に報告があったというふうでございます。

議長（久田良平）

7番 河田信彰君。

7番（河田信彰）

今、課長が外すと言われていましたけれども、外したときに、そのほかどう
いうふうなものを展示する予定があるのか。また、実行委員会のほうではどう
いうふうな考えを持っているのか、お聞かせください。

議長（久田良平）

ふるさと振興課長 畝村義夫君。

ふるさと振興課長（畝村義夫）

歴博のほうからは、その間、6月から9月の基幹展示から外したところに、
はっぴを飾りたいというふうな報告がございます。常設展示の支援実行委員会
では、展示について、みこしを展示したいということで展示についての対応を
検討しているところでございます。

議長（久田良平）

河田議員にちょっとお願いしておきますけれども、一般質問は一問一答方式
ですけれども、質問はできるだけまとめて質問してください。

それでは、河田信彰君。

7番（河田信彰）

町を代表する祭りでもあることですし、世界農業遺産のツールの一つでもあ
るキリコ祭りでもあります。また、石川県指定の無形文化財でもあります。年
間大勢の入館客の見込める歴博に能登のあばれ祭が常備展示されることは、大
きな宣伝効果をもたらすとともに、能登町への入り込み客数の増加にも反映さ
れると思われます。また、能登を離れて首都圏で生活する能登町出身者の方々
にとっても、学生生活を首都圏で過ごす学生にとっても自慢できるツールの一
つになると思われます。

よって、キリコ及びみこしは常備展示することが望ましく私は思います。

また、現在展示されるみこしは、実際に担いで八坂神社に奉納された、いわ
ゆる本物です。6月から9月の期間中、奉納された本物のみこしが展示できな
い場合は、壊れる前の新調した本物のみこしを展示されるべきと考えます。

あばれ祭は地域の強い思いがあります。レプリカなど制作して展示すること
よりも本物を展示すべきものと思いますが、町としてはどのようにお考えで
すか、町長にお伺いいたします。実行委員会からの要望に対し、町長として
はどのようにお考えでしょうか。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今年に入りましてから、歴博のほうから、みこしに関しましては6月から9月の期間は展示できないというようなお話があつて、非常に残念に思っていたところであります。そして実行委員会のほうからこの4月に要望書が上がってきておりまして、ぜひ展示できない期間も壊れる前のみこしを飾ってほしいというような要望があります。まだこの期間というのが来年の6月の話なので少し時間がありますので、ゆっくり協議しながら、実行委員会の要望も伺いながら町として対処していきたいというふうに考えております。

議長（久田良平）

7番 河田信彰君。

7番（河田信彰）

ぜひみんなが満足できるような展示ができるように、よろしく願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

休 憩

議長（久田良平）

ここでしばらく休憩したいと思います。再開時間は11時15分といたしますので、よろしくお願いします。（午前11時00分）

再 開

議長（久田良平）

休憩前に続き、会議を開きます。（午前11時15分再開）

それでは次に、6番 椿原安弘君。

6番（椿原安弘）

それでは、質問の許可をいただきましたので質問をさせていただきます。

きょうは6月の11日ということでございます。震災から1年ちょうど3カ月ということで、けさほどテレビでやっておりましたが、いまだに行方不明者の家族を探していると、そういうものをやっておりました。とにかく一日も早く見つかって、一日も早い復興をお祈りいたします。

それでは、2件通告してありますが、まず1件目の認知症支援対策についてお聞きをいたしたいと思います。

去る1月に石川県がまとめた昨年10月1日現在の石川県年齢別推計人口によると、65歳以上の老年人口は27万6,690人となり、前年同月比で1,353人増で、構成比は23.9%に伸び、人口、構成比とも過去最多となったようであります。

最近10年間の構成比の市町別で見ると、能登町が老年人口の上昇幅が最も大きくなっております。老年人口構成比では、我が能登町は県下でトップの珠洲市の41.5%に続き40.5%となり、高齢化が加速している状況となっております。

こういった状況の中で、高齢者が生まれ育った地域で自立して元気に暮らすことが高齢者にとって何より幸せであり、高齢期をどのように過ごすかは住民や社会にとって極めて大きな課題ではないかと思います。平成16年12月に痴呆から認知症へと呼称が変更されましたが、最近は認知症の高齢者が増加しているのではないかと考えております。

この認知症支援対策について、この3月に見直し策定されました第6次能登町高齢者福祉計画及び第5期能登町介護保険事業計画ではどのような支援策を講じることになっているか、お聞きをいたしたいと思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、椿原議員の質問に答弁させていただきます。

まず、4月1日現在で当町におきます介護保険認定者数は1,183人で、そのうち在宅で介護が必要な認知症高齢者として把握していますのは498名であります。65歳以上の高齢者のおおむね6%が現状というふうに認識しております。

このような状況をもとに、認知症の取り組みにつきましては、まず認知症高齢者の見守りを強化するための能登町高齢者見守り応援隊ひまわりネットワークの構築や、ひとり暮らし高齢者を訪問し話し相手になる傾聴ボランティアの養成などを行っております。

認知症の早期発見、対応につきましては、75歳以上の全高齢者に対しまして基本チェックリストによる調査を昨年度は柳田地区を着手しておりますし、今年度は内浦地区、そして来年度につきましては能都地区を予定し、健康調査に加え、認知症の状況把握に努めているところでもあります。

認知症の予防においては、交流会育成支援、いきいき介護予防教室、認知症講演会、予防活動を実践するボランティア養成等の事業を実施しております。また、認知症状が悪化した場合においても認知症対応型デイサービスやグループホームといった質の高い介護保険サービスが提供できる支援体制の整備も行っており、これらの事業を充実させる内容を盛り込んで、議員おっしゃる第6次高齢者福祉計画及び第5次の介護保険事業計画を策定しておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（久田良平）

6番 椿原安弘君。

6番（椿原安弘）

厚生労働省では、みんなで認知症の人とその家族を支え、だれもが暮らしやすい地域をつくっていく運動といたしまして、認知症を知り地域をつくる10カ年計画のキャンペーンを始めております。認知症サポーター100万人キャラバンといいまして、そういうことを行っております。

認知症サポーター養成研修を受けた人を認知症サポーターと呼ぶそうです。認知症サポーターは、何かを特別にやってもらうのではなく、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者になっていただき、その上で自分のできる範囲で活動していただくものだそうです。例えば友人や家族にその知識を伝える、それから認知症になった人や家族の気持ちを理解するよう努めるなど、活動内容は人それぞれのございます。

認知症サポーターの人数は、3月31日現在で全国で300万人を超えたようでございます。石川県でもサポーターが3万8,000人となっており、我が能登町では260人となっております。認知症サポーター1人当たりの担当高齢人口が石川県内の市町の平均で7.1人ですが、我が能登町は28人となっており、県平均の4倍の数となっております。認知症サポーター1人当たり高齢人口が県内の市町別では、トップの小松市が2.7人、それから近隣の市町でも珠洲市が5.7人、穴水町が7.7人、輪島市が14.1人であり、当町の28人は県内でも突出しておりますので、これはどのような原因なのか。実際おつても報告が間違っていたのか、実際はこういう数なのか、原因をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

議員ご指摘のとおり、認知症サポーターにつきましては能登町はサポーターの数が少ないのが現状であります。当町におきましては、先ほどお答えしました能登町高齢者見守り応援隊ひまわりネットワークを平成18年度から立ち上げておりまして、認知症サポーターが目指しております認知症を理解し見守る地域の輪を広げているところでもあります。

このひまわりネットワークというのは、民生委員や区長会、老人会、そして老人保健ビジター、介護保険事業所や社会福祉協議会など高齢者に関しまして活動、業務を行っている団体などで核となるひまわりチームを構成していただきまして、そして金融機関や郵便局、薬局等は情報をいただくということで、みつばちチームとして位置づけております。このネットワークを広げ、地域全体で日ごろの業務や活動の中で認知症高齢者を初めとします高齢者の見守りを推進しているところでもあります。

また、認知症を学んでいただいた傾聴ボランティアの養成も行っておりまして、高齢者全体の見守り強化を目的とした事業を展開しております。

認知症サポーターの数、即、高齢者への支援不足ではないというふうに思っております。既存の組織を生かした支援、支え合いの仕組みづくりを優先した結果、こういう結果だというふうに思っていますので、必ずしも認知症サポーターの数が少ないからそういった支援、支え合いの仕組みが劣っているということではないということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（久田良平）

6番 椿原安弘君。

6番（椿原安弘）

能登町は独自の体制で進めているというふうに解釈してもよろしいですね。

ただ、能登町だけ極端に差があるものですから、どういうことなのかなということで、認知症対策が不十分なのかなということで、こういう質問をしたわけでございます。

この間の8日の日、これは中日新聞の記事でございますが、羽咋市で羽咋警察署員が認知症サポーター養成講座を受講したと掲載されております。羽咋警察署のこの講座については、認知症の人が関係する事案が増えているということで、認知症の人への的確な警察活動の推進を目的で行ったと載っております。講師は羽咋市内の介護保険事業所に勤務しているキャラバンメイトの方が務め、認知症の症状や認知症の人との接し方を教えたとなっております。

羽咋市の包括支援センターによると、地域や事業所単位で講座を受講する例

は近年ふえており、昨年はコンビニエンスストアの従業員を対象に実施したと載っておりますし、今年は美容師の団体からも受講の申し込みがあるということでございます。

それから羽咋市の状況は、資料によると、認知症サポーター養成講座を今までに61回行ったとなっております。私の資料では、当町ではたったの4回しか行ってないとなっておりますが、能登町独自でやっているものですからそういう統計的には、実際4回ということはないと思いますが、私の調べた資料によると能登町はたったの4回しかやっておらんと。そういうことで、このサポーターの数が少ないのかなというふうに解釈いたしました。

そういうことでございますので、県下の統計見ますと、能登町は独自のやり方はいいかと思いますが、ある程度、厚生労働省に準じたこともやっていただきたいなと思いますし、その中で大体この養成はキャラバンメイトですか、こういう方が大体講師を務めてやっておるそうですが、担当課長、このキャラバンメイトというのはどういうことなのか、ちょっとわかりますか。お願いします。

議長（久田良平）

健康福祉課長 中嶋久嘉君。

健康福祉課長（中嶋久嘉）

椿原議員さんの質問にお答えします。

キャラバンメイトといいますのは、認知症のサポーターを養成する企画、立案をする人で、能登町には現在11名の方がおいでます。

関連になりますけれども、今年度まで、先ほど町長の答弁にございましたひまわりネットワークのほうの構築と傾聴ボランティア等の育成を重点的に整備してきた結果、こういったような形になりますけれども、サポーターの養成につきましては、今年度9月、10月を予定し、関係機関の方へ連絡して速やかに開催していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（久田良平）

6番 椿原安弘君。

6番（椿原安弘）

キャラバンメイトの活動によりサポーターが増えるというようなことでございますので、ある程度、厚生労働省の運動に沿った活動もしていただきたいということでございます。

それでは次の質問に入りたいと思います。

自治体クラウドの導入についてお聞きいたします。

自治体クラウドとは、地方自治体の情報システムをデータセンターに移し、複数の市町村がシステムを共同で使うことができる環境、または、その環境をつくる取り組みを指しており、総務省は２００９年から自治体クラウドの言葉を使って開発、実証を推進しているようでございます。

自治体クラウドを推進するメリットといたしまして、システム運用経費の削減や業務負担の軽減を図ることができます。また、データのバックアップが確保されることによって災害に強い基盤構築ができることになります。さらに、将来的な行政の広域化に向けて先行した事務統合ができることや、小さな自治体でも大きな自治体と遜色のない行政サービスを行うことが可能になるようでございます。今後の展開に大きな期待が寄せられております。

自治体を取り巻く厳しい財政事情、行政改革への対応や煩雑な法改正の対応など、行政情報システムが抱える問題は早期に検討すべき問題ではないかと思えます。

そこでお聞きいたしますが、当町の現在の行政情報システム運用経費はどのくらいか、担当課長にお聞きをいたします。

議長（久田良平）

広報情報推進課長 池上正博君。

広報情報推進課長（池上正博）

当町の行政システムの運用経費ですが、本年度の契約金額では、１９のシステムでハードウェア及びソフトウェア保守料、それからハウジング料、回線使用料の合計で３，１７３万９，４４２円となっております。

議長（久田良平）

６番 椿原安弘君。

６番（椿原安弘）

わかりました。

それでは、この自治体クラウドについて、町長はどのような考えを持っておられるか、お聞きをいたしたいと思えます。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今ほど議員の説明にもありましたが、自治体クラウドというのは地方自治体の情報システムをデータセンターに移しまして、複数の市町村がシステムを共同で使うことができる環境、または、その環境をつくる取り組みを指しているということでもあります。自治体クラウドでは、自治体の情報システムを集約しました都道府県のデータセンターを広域の総合行政ネットワークを介して相互接続します。そして相互接続したデータセンターをアプリケーション事業者のサービスと組み合わせることによりまして、基礎台帳や税務、保険などの基幹システムをクラウド上で共同利用できるようにするものであります。

また、自治体クラウドは、各自治体がサーバーなどのIT機器を有するのではなく共同で利用するので、多額のコストをかけずにITインフラを構築することができるというような利点もございます。

総務省の自治体クラウド開発実証事業では、全国3カ所にデータセンターを設置しまして、6道府県78市町村が参加しております。そして、この実証実験から自治体クラウドのメリットはといいますと、パッケージの活用、ソフト、ハード面の共同利用や共同管理などによりまして、議員おっしゃるような運用コストの大幅な削減が可能となります。

またデメリットとしましては、ネットワークのセキュリティ、プライバシーの問題、データがどこにあるのかわからないといった不安などがありますし、またシステム変更の際のデータ移行や、各自治体ではカスタマイズされたシステムの標準化が難しいとの意見もあります。さらには、運用管理の役割分担が明確になっていないということで、障害や、あるいはトラブル発生時に対応する担当者も明確でないことから、問題が大きくなる、あるいは問題解決に時間がかかるなどの弊害が発生するおそれがあるというご指摘もございます。

現在、県内におきましては自治体クラウドを導入したということは聞いておりませんが、この7月に開催されます県の情報担当課長会議で自治体クラウドが議題に上がっているということでもあります。総務省の実証実験の課題や、あるいは県の説明会を踏まえて、基幹系のシステムにおいては、課題がクリアされ、またクラウドを導入する市町が増えまして運用経費が節減できる状況になれば導入も検討したいというふうに考えております。

なお、町単独としましては、財務会計システム、起債管理システム、人事給与システムの入れかえに伴いまして民間業者によるクラウドシステムを導入していこうという予定にしておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（久田良平）

6 番 椿原安弘君。

6 番（椿原安弘）

まだ実証段階ということで、いろいろとメリット、デメリットがあると思います。

自治体クラウドについて、昨年の東日本大震災で岩手県、陸前高田市など4つの市町の庁舎が津波に襲われて、住民情報を保管していたサーバーが被災し、住民票発行などの業務に支障が出たようでございます。総務省は、クラウドを導入していれば仮庁舎などで業務を速やかに再開できたと判断したそうでございます。被災した市町村が導入する場合は、実質的に国が費用を全額負担するようでございます。

こういったことなどから、今後の災害対策の面においてもクラウド導入が大変重要ではないかと思われますので、ぜひこれについて前向きに検討したらいかがかと思しますので、提案をいたしたわけでございます。

答弁は要りません。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（久田良平）

それでは次に、15番 鶴野幸一郎君。

15 番（鶴野幸一郎）

それでは、通告した2点について質問をさせていただきます。

通告に沿った形で質問してまいりたいとは思いますが、場合によっては順序の後先が入れかわることもあるし、また若干追加する項目もあるかと思しますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

まず、職員の再任用ということでございますが、この件につきましては昨年6月にも少々質問をさせていただいておりますが、平成21年度に1人から始まって、22年度にまた1人。これは幹部職員の採用ということでございます。それから23年度も1人。この3年間、毎年1人ずつ再任用という形で登用されてまいったわけでございますが、ことし24年度につきましては新たに3名の方々が再任となって、継続2名の方と合わせて再任用が5名となっております。

このように本年度に大量の5人もの幹部職員を再任用したことは、何らかの解決をしなければならないような行政上の懸案事項あるいは諸課題があったのでしょうか。それとも、ご本人たちの年金等の問題もございしますが、生活面等

を考慮したような理由があるのかどうか。明快な理由の説明をお願いしたいと思います。

さて、ことし退職された職員は全部で33名ということでございます。病院等の方もいらっしゃいますが、そのうち課長級の幹部職員は7名であったと思います。その7名の中から3名だけが再任用となっておりますが、残り4人の方々はどうか。再任用等の意思はなかったのかどうか。3人と4人を区別した決定的な要因は何だったのか。また、33名の方々、全退職者に対しましてそういう任用等についての意向調査は行われたのかどうか。お答えをいただきたいと思います。

平成17年以降、財政健全化のため、そして能登町のためという大義のもと、肩たたき、いわゆる勸奨制度によって退職を促し、百数十人に及ぶ多くの職員が定年を待つことなく退職をされておりますが、その一方でこのような再任用という形で残留組をつくることは、町の方針として一貫性に欠けるし、明らかに不公平、不公正を助長するものであり、モラルハザードを引き起こす行為であると私は思いますが、いかがでしょうか。

第2次行革大綱によれば、第1次は平成17年から21年、22年度からは第2次行革と10年にわたる行革大綱が発表されておまして、いまだにその推進中のはずであります。その第2次大綱によりますと、いまだ類似団体と比較しても、20年度のことですね、基準にしております。いまだ類似団体と比較しても127名も多いので削減に努めなければならないと、こういう指摘があるわけですが、どうしたことか翌21年度から幹部職員の再任用が始まっている。その後、毎年1人ずつというふうが続いておるわけですが、この行政改革大綱との整合性を踏まえた明確なご説明をお願いしたいと思います。

もし財政的にも定数の上からも余裕ができたというのであれば、私は退職者を再任するよりも、むしろ新規職員の採用枠を増やしたほうが町の活性化には役立つと思うのですが、いかがでしょうか。先ほど椿原議員からも指摘がございました。高齢化率が、上昇率がトップだと、こういうお話でございましたが、やはり新規採用、この枠を増やして若い人を就職枠を増やしていく、こういうことは町の姿勢として必要なのではないかなと、こう思っておりますが、町長はいかがでしょう。

また、再任用というのは1年ごとの任用なわけですが、賞与、それから退職金、こういうものは支払い対象になっているのかどうかについてもお答えいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず、再任用した方の賞与、退職金等については、後で担当課のほうから説明させていただきたいと思います。

まず再任用制度というのは、定年等で退職した職員の公務で培った知識、経験をさらに公務の場で活用していくとともに、60歳代前半の生活を雇用と年金の連携により支えるために設けられた制度ということであります。

年金の支給開始年齢は平成25年度から段階的に引き上げられ、60歳で定年退職を迎える人には給料も年金支給もない収入の空白期間が生じます。そのため国の人事院では、昨年の9月30日に、公的年金の支給開始年齢の引き上げにあわせて平成25年度から平成37年度に向けて定年を段階的に65歳までに引き上げることが適当とする意見の申し出を行っております。

この人事院勧告を受けまして、定年が近い職員を対象に定年延長に向けた制度の見直しに対する調査を町としては実施しております。その結果、一番多かった意見は、定年を人事院勧告どおりとし、加齢に伴い就労が厳しくなる職員は勧奨退職とするというものでありました。これを受けまして、町としてはこれまで職員に対して59歳での勧奨退職をお願いしておりましたが、今年度より勧奨退職をお願いしないこととして、その旨、職員にも通知しております。

また、去る3月23日に、政府は国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針を決定しております。人事院勧告による定年延長は行わず、再任用の義務化で対応するとしております。現在、再任用制度というのは義務化されておられませんので、退職予定の職員に意向調査は行っておりませんが、義務化に向け、県及び近隣市町の対応を見ながら検討してまいりたいというふうに思っています。

次に、定員適正化計画であります。現在、平成22年度から26年度までの第2次定員適正化計画を作成し、平成27年4月1日の目標職員数を403人としております。再任用職員を含め、今年の4月1日現在の職員数は430人であり、合併当初の職員数577人から147人の減となり、計画どおり進捗しているというふうにも思っております。

合併当初は財政難によります職員の新規採用を抑制しておりましたが、新規採用の大幅抑制というのは組織の年齢構成もいびつにするだけでなく、公務員を目指して頑張ってきた若者の希望を奪い、そしてまた優秀な人材の確保を困難にすることから、職員の新規採用に関しましては職員採用試験委員会に委嘱しておりますが、定員適正化計画に基づき職員の採用人数を決めておりますの

で、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（久田良平）

総務課長 佐野勝二君。

総務課長（佐野勝二）

それではご説明いたします。

ただいまの再任用職員の賞与は出るのかということですが、出ます。ただ、率につきましては一般職とは若干低い率になっております。その率につきましては、ちょっと手持ちにないので、また後ほどご説明したいと思います。

それから退職金ですけれども、退職金につきましては出ません。

以上です。

議長（久田良平）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

町長、再任用の目的、本人の知識、経験という問題をまたさらに生かしていただくと、こういうことが一つと。もう一つは、雇用対策、年金までの空白期間を埋めるためという両面から再任用ということになっていると。こういう話でしたね。

まず、何か両方とも言えどっちにはまるだろうという感じのように受けとめたんですが、まず定年問題につきましていきますと、定年というよりも年金問題ですね。これは25年度から始まるわけですね。25年度になると1歳上がって61歳から支給。そして3年ごとに1歳ずつ上げていくという、こういう計画であるように思うわけです。

今年の人、その対象になってないというふうに私は思うんですね。今年定年になった方は。昨年までの方と条件は同じであるはずですね。今年急に1年苦しいからまけてやろうというのは成り立たない。説明として成り立たない、こう私は思います。

それから、経験、知識が必要だからと。これは余り合理的な理由ではないように思いますね。皆さん、課長までやってこられて、いろんな課を経験して、いろんなところを経験されて課長までやってこられた。経験、知識ともに皆さんおありになるわけですね。それを欲しいから全部残しましょうと、こういうのは通用しないんですね。だから定年というのはあるわけです。どんな立派な人でも60歳と決められたら、そこで終わり。あるいは、どうしてもという

きはまた別の全く違う採用の仕方がありますね。副町長だとか教育長だとか、そういうのはある。

今、それにも当てはまっていない。年金問題にも説得力のある回答ではない。知識、経験ということについてもどうもしっくりこない。一体、本当の意味は何でしょうか。もう一度お願いしたい。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

本当の意味と言われても困るわけなんです、再任用に当たっての基準ということで、やはり従前の勤務実績等に基づきまして選考を行っているということであります。ここでいう従前の勤務実績等というのは、定年退職前の勤務実績のほか、健康状態であろうとか、あるいは所有する免許、また、その他の資格等を含んでおりますし、その基準に基づきまして意向調査において希望された方を再登用しているのが現状であります。

当然、人材が要るから再雇用しているわけでありますので、やはり人材をメーンに選んでいるということで、ご理解いただきたいというふうに思っておりますということで昨年の議会でも答弁させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（久田良平）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

確かに昨年そういうご答弁だったと思います。ただ、勤務実績、漠然としたことですね。3名は勤務実績がよろしかったと、4人は勤務実績はよろしくなかったと、こういうふうに私は受けとめざるを得ないんですが、そうなる。そういうことでしょうか。そういうことですね。

そして、意向調査をしてない。意向調査してないんですね。退職者に対しては意向調査しなきゃいけない。

それから、町条例あるいは町の規約の中にこうあるわけです。「再任用を行うに当たって、法第13条に定める平等取扱の原則」、それから「法第15条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない」と、こういうふうにあるんですが、まず平等の取り扱い、意向調査してない。平等取り扱いというのは何かと。これは大きく言うと、人種だとか国別だとか男女の問題だとか、それか

らいろいろ学歴だとか。学歴はまた違うのかもしれませんが。いわゆる根本的な問題で差別をつけてはならないと。同じ課長ですね。差別ついてない。入れかわるときもどんどんある。課はいつも入れかわっている。同じ立場で、同じ仕事をされてきている。

退職寸前になって、どうでしょうかという意向調査をした上で、そして7人ぐらいですから、本来は皆さん何らかの形で、どうしても続けたいということであれば尽力いたしましょうというのが、私はそれは町長としての責任であろうと。さもないければ一人も残さずぱっさり新しい体制で臨んでいくか。今まではずっとそうしてやってきたわけですね。ぱっさり。ぱっさりというよりも、しょうがない。定年ですから。その中でも、やはりどうしてもということがあったときにはちゃんとした役職名をもって任命していく。こういうことが普通であるわけですね。

ところが意向調査しない。しかも、あとの残りの二十何名の方も同じになると思いますね。たまたま課長じゃなかったとか、職が違ったとか、いる場所がどうだったと言ったって、これは能登町の地方公務員、能登町自治体の公務員であるわけで、そういう人たちにも平等に一応声かけをする。こういう姿勢はやっぱり大事なんだということで、再任用というのは非常に難しい制度なんです。

法の精神にきちっとのっとしてやってくださいよと。採用する場合も、あんたとあんた、あんた来なさいよ。あとは要らんみたいな、そんな扱いはまず話にならん。やはりきちっと、だれが聞いても説明の成り立つ理由を持っていないと、町民に対して、あるいは当地人たちに対しても、これこれこういう理由で1人ないし2人ないし3人、どうしてもこういう懸案事項があるから、町に重要な問題があるから1年間に限って続けてもらいますよという、こういうことの説明をやはり町長としては責任はあると思うんですね。説明責任。よく言う。

それが明快でない。根本基準も明快でない。これはやはりまず私はおかしいと思うんですが、もう一回、町長。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

決して課長だから再任用したということは決してありませんので。先ほど申し上げたように、いろんな資格、免許を持っている方の再雇用というのも行っております。そういう意味では、保育士であったり看護師の再任用も行っておりますので、ご理解いただきたいと思いますし。

ただ、やはり再任用する場合のポストの数の限りもございます。全員を再任用すれば当然、新規採用というのがなくなりますので、そういう面も含めて必要最小限の再任用で行っているということで、先ほど申し上げたように人材が必要だからこそ残っていただいたということで御理解いただきたいというふうに思います。

議長（久田良平）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

町長、ちょっとご理解と言われましても、やはり理解はちょっとしがたいですね。看護師さんとか病院の、これは資格ありますね。それから保育士も資格があります。これは必要、例えば病院の看護師さん、これは絶対いなければ病院が成り立たないと、こういう問題がありますので、これは再任用でも再登用でも再雇用でもやっていただかなきゃどうしようもない。

しかし課長さん、失礼ながら課長という役職はあっても資格ではないんですね。その役職は。国家資格じゃないですね。だからそれはどうしてもおってもらわなきゃ、課長になった以上は最後までおってもらわなきゃ、よばよばになるまでおってもらわなきゃ困ると、そんなわけにはいかんわけで、それはやはり合理的な説明にはならないなど、こういうふうに思います。

それともう1点、行革の問題ですが、行政改革推進、これは10年間にわたって行っておるわけで、まだ現在、行革推進委員会というものがあって推進されているわけで、推進中ですね。まだ道7割ぐらいか。到底到達しているとは思えない。さっき町長の答弁の中にも、適正化でいうと403名、定数が。今現在430だと。もうちょっと踏ん張らなきゃいけない、こういう段階のはずであります、そこへ再任用でぽんぽんと残していく。

しかもさっき定年を打ち切ったと。59歳勧奨は今年で打ち切りましたと、こういうふうな話ありました。私ちょっとこれは情報不足なのか知りませんでした。今年打ち切られたんですかね、本当に。そうすると、こんな大挙退職者が出たんでしょうかね。60までおってもいいよ、おりたかったらおってもいいよということであるにもかかわらず、皆さん59で退職されている。そういう情報聞いてないんですが事実でしょうか。当然、来年もそうですね。そうすると、これからは。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

先ほど申し上げたように、本年度より勸奨退職をお願いしないこととしておりまして、これは来年度以降も継続されるものというふうに思います。

議長（久田良平）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

そういう退職にかかわる問題について、私だけ聞いてなかったんでしょうかね。議会全員にやはりそういうことになりましたと。行政改革大綱とも違ってまいりますと。こういう話はすべきだったんじゃないんでしょうかね。私、そのとき聞かなかったんでしょうか。皆さんどうですか。聞いてます。聞いてません。やっぱり聞いてない。

そうすると町長、おかしいですよ。勝手に定年を延ばしたり縮めたり、行政改革の精神とも違ってくる。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

勝手に定年退職の年齢を延ばしたり縮めたりしているわけではありませんので。今おっしゃったじゃないですか。60歳定年というのは決まっております。勸奨退職というのは、あくまでも職員の意思によってやるものです。ですから今回まではお願いしてきました。それは適正化計画にのっとってやるためでありました。しかしながら、やはりいろんなことをかんがみまして今年度より勸奨退職をお願いしないことにしたということでもありますので、これは議員にご説明しなかったかもしれませんが、議員にご報告する義務はないというふうに私は思っております。

議長（久田良平）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

報告の義務というものは、ないかあるかはちょっと私もこの場で言いにくいことですが、しかしあらゆる計画、あるいはお金を伴う。これは金を伴

うわけですね、当然。問題について、議会に報告する義務がないと言ってしまったら、議会は完全に無視されたことになりませんか。空洞化されますね。定年勧奨退職をしますよというのは議会にきちっと報告があって、計画もこういう計画にしました。第1次、第2次、全部議会に配られておりますね。こういうふうにして進めていきます。適正化委員会も行革推進委員会もこれを見てチェックする、しなきゃならんことになっていますね。それを一番肝心の勧奨の部分で、皆さんその勧奨で泣く思いして1年前退職されたんですね。1年前でも。泣く泣くですよ。だれが早く退職したいですか。60でも早いと思っているのに、59、58で町のためだと、財政のためだということで、早い人になれば57ぐらいで、おれがやめれば町はちょっこ豊かになるかなと退職された人もいらっしゃる。そういう重大な問題について報告する必要はないと。町長、どういう了見か私わかりませんね。

もう1点、行革のこれからは、そうすると退職1年延びることによって来年度は退職者数あるのかないのか。どれぐらい出るのか。もしも全員が勧奨に応じない、応じる必要がないと、こうなれば来年度の退職は何名になるんですか。勧奨なら何名で、勧奨なしなら何名ですか。

議長（久田良平）

副町長 田下一幸君。

副町長（田下一幸）

まず、先ほどから能登町の職員の定年は60歳だということは町長のほうから説明しております。そして課長、管理職、特に課長に関しては、3町合併するときにそれぞれの課長に対する勧奨年齢が違っておりました。それについて合併のときに、まず課長も60歳にしようということで、そういうスタート、船出をしました。しかしながら財政が物すごく三位一体改革の関係上、当初予定していた財政状況がはるかに悪いものになってきました。

そういう中で、年数はちょっと私も申しわけない、はっきり何年という数字が今すぐ出てこんがですけれども、特に苦しくなったので当時2月ごろでしたかね、課長さんは60歳でやめるような思いの中でおられた中に、どうしても財政が厳しいということで急遽町長みずから幹部職員にお願いして、勧奨年齢は申し合わせでは60歳まで勤められることにしたんだけれども、59歳で課長の皆さんはやめていただけんかということを皆さん集めて強く説得というかご理解していただいて、そういうふうな一つの申し合わせ事項で、課長さんも59歳になったら勧奨にぜひ応じてくださいよということでそういうことをここ数年続けてきました。

そうした中に、また一方では、鶴野議員さんも昨年の9月でしたか、逆にもうそういう時代は終わったのではないかというような質問をなされたことがありました。

15番（鶴野幸一郎）

そういうことを言っておるんじゃないです。

副町長（田下一幸）

だから経緯を今。

15番（鶴野幸一郎）

そんな経緯で時間稼ぎをしてどうなる。

議長（久田良平）

質疑を続けてください。鶴野議員。今答弁しているわけですから、質疑を続けてください。

副町長（田下一幸）

そういう中で、今年から課長の勸奨年齢を本来の定年年齢まで延ばすということを決めた。そういう中で、今年この3月でやめられた方に対しては本人の能力等々、必要に応じて町長は残って欲しいと判断して再任用に至ったということであります。

議長（久田良平）

15番 鶴野議員にお願いしておきますけれども、一つの質問事項に対して3回までが原則となっておりますので、その辺は遵守していただくようお願いして、質問を続けてください。

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

えらい答弁が肝心の話が聞こえてこず、別のだれでもわかっているような話ばかり副町長並べましたけれども。後で調べといってください。総務課長。退職を60歳まで延ばしたときに。延ばすんじゃないですね。勸奨をやめたら一体来年度、退職者が何名になるか。それから、延ばさなかったら何名なのか。後で聞かせてください。要するに落差ができるわけなんです。それは全部、財政上影響してくるんです。そういう問題は議会とも密接に関係していること

ですね。それが言わなくていいという、報告しなくてもいいという町長答弁は修正してもらなきゃだめ。

それともう1点やっておかなきゃいけないのは、町長、そもそも再任用ということ、行革の精神とは全く違ってきておりますけれども、これはいいとして、今の再任用という制度、能登町がとっているこの制度、公務員法28条、これと逸脱しているような気がする。再任用というのは、定年退職が終わった人に対してもう一回来てくださいというのが再任用。1年に限り。終わってない人ですね。59歳。59歳の人は再任用じゃないんです。言葉は。再登用でもない。継続している。そして継続ならいいけれども、私ら別の角度で見ると勧奨を拒否した、拒否して居残った。3人だけ居残った。こういうとらえ方もできる。いや、みんな居残っていいんですよ。勧奨ですから。肩たたかれたけれども残りたい。残ってもいいんです。だけでも素直に応じて、じゃやめさせてもらいますと。本当はまだ700万ほど1年もらえたのになと、こういう思いでやめていくわけです。

ところが同じ肩たたかれた人も、いや、おれは困る。みんな困るんだけれども、おれは困る。居残ったという形になる。法律的にはそうなってくる。公務員法第28条。この限りではないと。退職前の再任用とかそういうのはないと、こう書いてある。どうですか、これ。総務課長、そうじゃないんですか。

議長（久田良平）

総務課長 佐野勝二君。

総務課長（佐野勝二）

それではご説明いたします。

勧奨であれ退職は退職ですので、一たん退職された。退職金も受け取られた。その後の再任用ということで理解しております。

議長（久田良平）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

総務課長はそう理解しておるというので、私は違う理解しております。その理解は違っておる。ということは、28条の4、定年退職者等の再任用について。「定年に達していないときは、この限りでない」と書いてある。再任用の限りではないと書いてある。もう一回これ調べておいてください。再任用、全部取り消しだ。

これはこれで置きます。時間来ますので。よく調査して、そして皆さんに納得のいく説明をお願いしたいというふうに思います。

ほとんど時間がなくなってまいりましたけれども、あともう1点、私の質問が残されております。1分少々しかない。

能都中学校跡地の利活用ですね。この説明ざっといきます。

例えば、今日もございました原発等の避難者がやってくる。予定では8,000名とか9,000名とか1万とか膨大な数が予想されている。それから、もしもこの町に津波が襲ったときに逃げる、住民の退避する場所。そんなものを残さなきゃいけないんじゃないかなと素直に思っておるわけです。

それから今、耐震設計を本庁舎でやっております。この耐震設計のいかんによっては本格的な工事をして補強工事をしなきゃならん。そういう場合の代替の施設も要るんじゃないかなと。しばらく。だからせめて耐震の設計が終わってからつぶすとか解体するとかという話にしたほうが、役場機能が果たせる、果たす場所がないとかいう問題がありますので、そういう点も踏まえてやっていただきたいなというふうに思います。

最後それだけ町長の答弁求めて、終わりたい。終わらざるを得ん。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

現在の能都中学校の校舎に関しましては、耐震診断の結果、耐震性に問題が認められたということであります。それによりまして今現在、新築する方向で動いているわけなんです。が、現校舎及び体育館に関しましては、文部科学省から不適格な建物と認められたことによりまして建設の翌年度までであれば解体工事も交付金事業対象となることから、不適格という観点からも本年度中に解体工事を行うということでありますので、決して能都庁舎の代替になるとかいうような施設ではないということであります。

15番（鶴野幸一郎）

以上でございます。

議長（久田良平）

以上で一般質問を終わります。

休 憩

議長（久田良平）

ここで、追加議事日程案を配付しますので、自席でしばらく休憩願います。
(午後０時１９分)

再 開

議長（久田良平）

休憩前に引き続き、会議を開きます。(午後０時２０分再開)

お諮りします。一般質問が本日で全部終了しましたので、あす６月１２日を休会としたいと思います。

これを日程に追加し、追加日程第１とし、直ちに議題にしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、休会決議を日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題とすることに決定いたしました。

休会決議について

議長（久田良平）

追加日程第１「休会決議」を議題といたします。

お諮りします。

あす６月１２日を休会とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

したがって、あす６月１２日は休会とすることに決定いたしました。

次の会議は、６月１４日午前１０時から本議場で開会いたします。

散 会

議長（久田良平）

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会（午後0時22分）

開 議（１０時００分）

開 議

議長（久田良平）

ただいまの、出席議員数は、地方自治法第１１３条に規定する定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

始めに、本日１４日は、故三笠宮寛仁親王殿下の「斂葬の儀」が執り行われます。弔意を表し、本議場に弔旗を掲揚しましたので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

議案等上程

報告第１号から報告第８号

報告第１０号から報告第１２号

議案第５４号から議案第６５号

請願第３号、請願第４号、陳情第１号

議長（久田良平）

日程第１報告第１号「平成２３年度能登町一般会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」から日程第２議案第６５号「字及び小字の区域の変更について」までの２３件、及び日程第２請願第３号「文化施設の建設について」から日程第２陳情第１号「緊急事態基本法の制定を求める意見書採択の陳情書について」までの３件、併せて２６件を一括議題といたします。

常任委員会委員長報告

議長（久田良平）

常任委員会に付託審査をお願いしました案件について、各常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長 向峠茂人君。

総務常任委員長（向峠茂人）

総務常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について、ご報告いたします。

報告第１号「専決処分の承認を求めることについて（平成２３年度能登町一般

会計補正予算（第５号）歳入及び所管歳出」

報告第２号「専決処分の承認を求めることについて（平成２３年度能登町有線放送特別会計補正予算（第４号）」

報告第１０号「専決処分の承認を求めることについて（能登町税条例の一部を改正する条例について）」

報告第１１号「専決処分の承認を求めることについて（能登町都市計画税条例の一部を改正する条例について）」

以上４件は、全会一致で承認すべきものと決定いたしました。

次に議案第５４号「平成２４年度能登町一般会計補正予算（第１号）歳入及び所管歳出」

議案第５６号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第５７号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」

以上３件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に陳情第１号「緊急事態基本法の制定を求める意見書採択の陳情書について」の１件については、全会一致で採択すべきものと決定しました。

以上をもって報告を終わります。

議長（久田良平）

次に教育民生常任委員長 南正晴君。

教育民生常任委員長（南正晴）

それでは、教育民生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について、ご報告いたします。

報告第１号「専決処分の承認を求めることについて（平成２３年度能登町一般会計補正予算（第５号）所管歳出」

報告第３号「専決処分の承認を求めることについて（平成２３年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）」

報告第４号「専決処分の承認を求めることについて（平成２３年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）」

報告第５号「専決処分の承認を求めることについて（平成２３年度能登町介護保険特別会計補正予算（第４号）」

報告第１２号「専決処分の承認を求めることについて（能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」

以上５件は、全会一致で承認すべきものと決定いたしました。

次に議案第５４号「平成２４年度能登町一般会計補正予算（第１号）所管歳

出」

議案第 55 号「平成 24 年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」

議案第 58 号「能登町印鑑条例の一部を改正する条例について」

議案第 59 号「能登町手数料条例の一部を改正する条例について」

議案第 60 号「能登町立学校設置条例の一部を改正する条例について」

議案第 61 号「能登町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について」

議案第 62 号「能登町体育施設条例の一部を改正する条例について」

議案第 63 号「能登町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 64 号「石川県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」

以上 9 件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に請願第 3 号「文化施設の建設について」は、今後も調査が必要であると判断し、継続審査といたしました。

次に請願第 4 号「国の教育予算を拡充することについて」は、請願理由の一部に疑義があり、提出者に確認したところ、誤りであったとして、訂正したもの提出があり、再審査した結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（久田良平）

次に産業建設常任委員長 酒元法子君。

産業建設常任委員長（酒元法子）

産業建設常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について、ご報告いたします。

報告第 1 号「専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度能登町一般会計補正予算（第 5 号））所管歳出」

報告第 6 号「専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号））」

報告第 7 号「専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 2 号））」

報告第 8 号「専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度能登町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号））」

以上 4 件は、全会一致で承認すべきものと決定いたしました。

次に議案第 54 号「平成 24 年度能登町一般会計補正予算（第 1 号）所管歳出」

議案第 6 5 号「字及び小字の区域の変更について」

以上 2 件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（久田良平）

以上をもって、各常任委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（久田良平）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

議長（久田良平）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討 論

議長（久田良平）

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

議長（久田良平）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

議長（久田良平）

これから、採決を行います。

お諮りします。

報告第 1 号「平成 2 3 年度能登町一般会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第 2 号「平成 2 3 年度能登町有線放送特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第 3 号「平成 2 3 年度能登町国民健康保険特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第 4 号「平成 2 3 年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第 5 号「平成 2 3 年度能登町介護保険特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第 6 号「平成 2 3 年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第 7 号「平成 2 3 年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第 8 号「平成 2 3 年度能登町簡易水道特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第 1 0 号「能登町税条例の一部を改正する条例にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第 1 1 号「能登町都市計画税条例の一部を改正する条例にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第 1 2 号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例にかかる専決処分の承認を求めることについて」の以上 1 1 件に対する委員長報告は、承認です。

委員長報告のとおり承認することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（久田良平）

起立全員であります。

よって、報告第 1 号から報告第 8 号までの 8 件及び報告第 1 0 号から報告第 1 2 号までの 3 件。以上 1 1 件は、委員長報告のとおり承認することに決定されました。

次に、議案第 5 4 号「平成 2 4 年度能登町一般会計補正予算」

議案第 5 5 号「平成 2 4 年度能登町国民健康保険特別会計補正予算」

議案第 5 6 号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 5 7 号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 5 8 号「能登町印鑑条例の一部を改正する条例について」

議案第 5 9 号「能登町手数料条例の一部を改正する条例について」

議案第 6 0 号「能登町立学校設置条例の一部を改正する条例について」

議案第 6 1 号「能登町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について」

議案第 6 2 号「能登町体育施設条例の一部を改正する条例について」

議案第 6 3 号「能登町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 6 4 号「石川県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」

議案第 6 5 号「字及び小字の区域の変更についてまでの」

以上 1 2 件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（久田良平）

起立全員であります。

よって、議案第 5 4 号から議案第 6 5 号までの以上 1 2 件は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（久田良平）

次に請願第 3 号「文化施設の建設について」に対する委員長報告は、継続審査であります。

委員長報告のとおり継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、請願第 3 号は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

議長（久田良平）

次に請願第 4 号「国の教育予算を拡充することについて」及び陳情第 1 号「緊急事態基本法の制定を求める意見書採択の陳情書について」の以上 2 件に対する委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、請願第4号「国の教育予算を拡充することについて」及び陳情第1号「緊急事態基本法の制定を求める意見書採択の陳情書について」の以上2件については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました

休 憩

議長（久田良平）

ここで、暫時休憩します。

（午前10時16分）

追加議事日程案等を配布しますので、自席でしばらく休憩願います。

再 開

日程追加

議長（久田良平）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時18分）

お諮りします。請願第4号及び陳情第1号の採択に伴い、発委第3号「国の教育予算の拡充を求める意見書の提出について」及び発議第4号「緊急事態に対応する必要な法整備を求める意見書の提出について」を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として、日程の順序を変更して直ちに議題にしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、以上の2件を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定いたしました。

議案上程

発委第3号、発議第4号

議長（久田良平）

追加日程第1発委第3号「国の教育予算の拡充を求める意見書の提出について」及び追加日程第2発議第4号「緊急事態に対応する必要な法整備を求める意見書の提出について」の2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

以上2件につきましては、提案理由の説明、質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、以上の2件は、提案理由の説明、質疑、討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

議長（久田良平）

これから、採決いたします。

お諮りいたします。発委第3号「国の教育予算の拡充を求める意見書の提出について」及び発議第4号「緊急事態に対応する必要な法整備を求める意見書の提出について」の以上の2件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって発委第3号及び発議第4号は原案のとおり可決されました。

以上、今期定例会で可決されました発委第3号及び発議第4号の以上2件に係る意見書の提出先、処理方法につきましては、議長に一任願います。

継続審査の件

議長（久田良平）

日程第27「常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継

続審査の件」を議題といたします。

総務常任委員会をはじめとする、3 常任委員長、及び特別委員長から目下、各委員会で調査・審査中の事項について、また、議会運営委員長から、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、会議規則第 75 条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

議長（久田良平）

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された議件は全部終了いたしました。

閉会の挨拶

議長（久田良平）

ここで、持木町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

平成 24 年能登町議会第 2 回定例会を閉会されるに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

さる 6 月 6 日開会されましたこの度の定例議会におきましては、平成 24 年度一般会計補正予算はじめ多数の重要案件につきまして、開会以来慎重なる御審議を得ました結果、いずれも原案どおり可決、承認をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

会期中、議員各位から賜りました御意見、御要望等につきましては、十分これを尊重し検討いたしまして、町政の運営に遺憾なきを期しますとともに、予算の執行につきましても、現在の経済情勢を鑑みて、積極的に執行して参りたいと考えております。

さて、4月の役場組織機構の見直しにより設置いたしました総務課危機管理室では、現在、石川県防災会議震災対策部会が4月に公表しました津波による浸水区域の推計をもとに、町の詳細図である津波ハザードマップを作成中であります。特に海岸線48.2kmを有する当町におきましては、避難路や避難施設の見直しが重要であり、9月には皆様にお示しできるものと考えております。

また、いったん災害が起きれば、公助ばかりではなく、自助・共助が一番の減災の要因であり、町としましても今後とも、自主防災組織の設立や防災士の育成を重点に地域防災力の向上をめざして参りますので、議員各位にもさらなる御理解と御協力をお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉議・閉会

議長（久田良平）

これをもちまして、平成24年第2回能登町議会定例会を閉会いたします。皆様、9日間にわたり大変ご苦労様でした。

閉会（午前10時25分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年6月14日

能登町議会議長 久 田 良 平

会議録署名議員 山 岸 昭 夫

会議録署名議員 宮 田 勝 三